

土佐に屬し母島方面の半島伊豫に屬せしものにて其境界に付き兩國の人民が多年境界及網代を争ひたるに始まり後者は管權現の所屬如何の問題なり。

此爭論は最初人民と人民との間に起れるものにて未だ藩と藩との公論とはならざりしも明暦二年二月八日に至り宇和島藩は沖の島庄屋六之進をして幕府に訴願せしむるに至り茲に始めて公の問題となり土州藩は之に對し同年八月十八日弘瀬浦庄屋源五郎をして辯駁書を出さしめ其結果土州藩の申條正當にして正に其勝訴たらんとするの形勢あるや豫州藩は萬治元年十月に至り前記篠山に於ける管權現所屬問題に付き又々幕府に訴願するに至り茲に益々事件の紛糾を來したるも沖の島問題は萬治二年五月十二日裁決ありて愈々土佐の勝訴となり又篠山問題も豫州に不利の點ありたると此上争を繼續するは幕府に對し強訴がましき嫌なきに非ずとて原告自身訴訟を取下けて松平美作守に仲裁を依頼し同年十一月十五日仲裁者の裁斷ありて落着を告げたる事件なり。

* * * * *

明暦二年二月八日宇和島藩伊達大膳大夫家の沖の島庄屋六之進及百姓一同の名

を以て幕府に提出したる訴狀は全文八ヶ條より成り第一沖の島土豫兩藩國境の大要を述べ第二正保二年より爭論の端を開きたること第三以下土州領の庄屋大勢を引連れ來りて宇和島領の山林を伐採せしこと、其他我儘の振舞ありたる事等を説き第五以下悉く土州領浦民の無法暴舉を掲げて大に其不當を鳴せるものなり。其訴願文中重なる點を記せんに左の如し。

伊豫國宇和島伊達遠江守領沖の島庄屋六之進謹而言上

一、土佐伊豫兩國の境目に沖の島と申處御座候、彼島の中に毛島、小屋の浦、窪浦、右三ヶ所は伊豫宇和島領、又弘瀬と申す一浦は、伊豫土佐兩國へ掛申處に御座候(中畧)弘瀬の内境目筋濱へ出て郡合川と申川境目にて御座候、右の境より南は土佐御領、北は宇和島領にて御座候、右の所より沖に姫島と申小島御座候、此島南の鼻の切とより沖へ一里餘瀬つゝき御座候、此瀬はづれ沖の海境にて古來より伊豫字和島領より所作仕候、右境目の川より北伊豫分の弘瀬にイシ網一張に前々網代を扣へ村君百姓住居仕候所、彼村君相果候に付、網退轉仕速に百姓共小屋敷へ引移、明地に罷成候時節、土佐長曾我部殿より宇和島領主戸田民部少輔殿へ御所望にて右伊豫領の弘瀬を土佐へ御借被成、其印に永樂錢三百文今に此方へ納仕候て、土佐の百姓居住候事。

一、正保二年に御國の繪圖上申刻、右境目筋弘瀬迄、此方畫圖奉行案内仕見せ申節、

土佐御領弘瀬庄屋與惣右衛門、新右衛門と申者罷出候故、斷申達、右之境目を限、宇和島領分の繪圖調申、然所に正保三年の秋より、土佐御領庄屋助丞と申者、弘瀬の境目郡合川を越、此方より池の内大川を境、姫島はキナト境と申、其後は姫島山の内に又境を立理不盡成儀申掛候云々。(以下省略)

一、承應二年十一月土佐御領弘瀬庄屋源五郎大勢にて右の山境を伐、宇和島領へ弘瀬より遙に踏込、中尾と申山の畝通り、芦の田口へ迄、數十町の間、竹木を打拂、新道を付申故、急度斷申候得者、先規の境目道と申越候(下略)

一、土佐御領弘瀬衆、右の通、我儘成仕形に付き、去年正月、此方奉行人申付候者、其儘差置候は、下々必捧杯可仕候、然時は別而言分出来可申候條、新道古道の間、先當分双方禁足可申合旨申付候云々(中畠源五郎禁足申破、其より猶更狼藉仕、此方の者先規より境目罷通候得者、去秋より中途に大勢番人を差置、剩理不盡に打拂仕候、其上境目の道迄切つみし、所々宇和島領へ新開の畑を仕、山中の大木小木悉伐取、或伐捨置申候事。

一、正保四年の夏より、右弘瀬の境目より遙に二十四五丁宇和島領へ越し、白岩と申す所を海境と偽りて申掛、漁獵を妨げ、釣道具迄押取、今に毎度被致我儘迷惑仕候事。

一、慶安三年の春境目尻ナシ尾の山へ、土佐御領柏島衆火を付、宇和島領芦の山中迄悉焼申候故、斷申候へば、彼庄屋源五郎申越候者、芦の山剥へ谷々間の田地迄、土

佐御領と申出、夫より理不盡に田畠の作物等を踏めらし、或は畠の岸を切崩し、狼籍仕候。此芦の田の儀は、右の毛島に善福寺と申禪寺御座候、古來より此寺領田にて作來申候事。

一、同三年の冬より、又芦の濱網代迄土佐御領と申掛、磯獵仕候得者、海草桶道具押へ取、理不盡成義を申候、右窪浦は此網代を以て數十人の百姓、昔より有領主御代々就中一度御藏上納の時分、今に役儀等勤來申候事。(第八省略)

右の條々奉訟度旨、奉行人迄度々申達候へども、御公儀様へ奉憚候間、先堪忍可仕旨遠江守堅被申付、依下知年來罷在候へども、追日右之仕合に御座候故、所々居住難相成候に付、御當地迄御訴訟に參上仕候、土佐御領弘瀬村莊屋源五郎と申者、被召出被聞召届仰付於被下者、難有奉存候、仍言上如件

明暦二年二月八日

沖島庄屋六之進
同 所 百 姓

御 奉 行 様

*

*

*

*

*

*

右訴訟書の提出あるや幕府に於ても容易ならざる事件とし、一旦之を受け置きて此事を土州藩に内交渉せり。土佐に於ては理非全く顛倒せることにて大に驚き、兼山即ち旨を含めて衣斐、安積、手島、其他有司をして沖の島庄屋源五郎以下數名を

率ひて出府せしめ、以て宇和島領庄屋主唱の全く捏造虚構の者たることを辯疏せしめしも、事容易に決せざるを見るや渠亦同年六月二十七日急劇江戸に向つて出達、七月五日を以て鍛冶橋の藩邸に着し兼ねて親交を重ねたる酒井久世等幕府の大官を訪ふて機微の運動を爲す傍ら、先國主長曾我部元親の檢地帳其他公私の舊記錄を證據品とし又一方沖の島の地形圖を作りて伊達家庄屋の主張を一々破ぶるの準備を立て幕府より正式の返答書提出の指令ある日を待てり。

即ち幕府は此年八月十二日を以て宇和島藩庄屋より提出の訴訟書を示し之に對する返答書を差出すべきことを土佐領庄屋に命令せり、其呼出狀に曰く

如此目安差出候間、返答書仕罷出可令對決者也

申八月十二日

次左衛門 源左衛門
藏人 將監 備前
出雲 右京

弘瀬庄屋源五郎殿

土佐藩にては已に兼山の配慮に依りて辯駁書出來居ることにて同年八月十八日

付にて全文七ヶ條より成る申開きと共に非理の却りて豫領人民にあることを答辯せり、其返答書左の如し。

乍恐返答書を以申上候

一、此書入遞而可奉訴候處御公義憚候間、内證にて相濟可然旨、土佐家老共堅申付候故に返答に罷成候、沖島土佐伊豫境目の事宇和島御領御庄屋六之進申上通皆以偽に御座候間、證據御座有間敷候、此方より申上候境、古來よりの傳には則證文御座候、先國主長曾我部殿檢地帳、新助宗見證文の事、就中弘瀬川分の境を金合川境と申、又郡合川境と申、又登境芦、オリノリ境を違芦、ミサゴバヘ、オリノリと申候、又芦ミサコの岡のオリノリと申候、ケ様に度々境目の名違申儀は、六之進土佐領へ入り新境を申立證據と奉存候、請錢屋敷戸田民部少輔御代初而と申上候段、偽に御座候子細は宗見は、先代の者にて、民部少輔殿御代迄罷在候、然に宗見書物に申候に候條、白岩前綱代も豫州分にて無御座段無紛候、然者六之進色々作り事を申候と有之時は、民部少輔殿御代に請錢初と申上候段、偽にて候間、請錢屋敷に終居工み書上候段、明白に御座候へば、白岩前綱代は先規より土佐領の證據と奉存候況や土佐領と證文にものり候、民部少輔殿長曾我部殿被仰談候は、山之儀に御座

候、其後地下人方より爲禮樽遣之初連例と成申に付、樽代に百文屋式請錢二百文に添遣はし來候、其儀請錢三百文と六之進申上候者僞にて御座候、かりそめながら山支配仕來候もの七十年及罷成候事。

一、正保二年御國繪圖被仰付砌宇和島領より土州領庄屋二人に相斷、宇和島の繪圖調候由僞にて御座候、其時理り無御座候、弘瀬の内に郡合川大川とて二筋御座候、其上郡合と申事不及承候、前方弘瀬川限、姫島キナト限之境相濟由六之進申上候。此方證文之通相濟候、然者姫島土佐分の網代を宇和島領に御付有度由申候へ共、國境相濟候處に付來々網代を他國に渡す儀、御公儀を奉憚渡不申處に獵場は、宇和島領に相濟候由僞にて御座候、内藤外記様、朝比奈左近様御狀土佐守返事之赴六之進申分相違仕候。(次の一项省略)

一、此方者共我儘仕候由僞にて御座候、土佐領芦の田を宇和島領の由申掛、六之進我儘仕候故、此出入不相濟内者御公儀様奉憚間、此論田双方共に禁足可然旨、此方奉行人より度々断候へ共其時者承引不被仕、其後承應二年に六之進論田を遙に打越宇和島領より新道を作り、境目と新道との間、禁足可仕由申越候得共、非法に候故合點不仕候事。

一、白岩内の海を宇和島領の様に六之進新敷儀を申上候段、僞に御座候間、證據御座有間敷候、先規より土佐領弘瀬浦に付申義は初ヶ條に如申上に右證文に御座候。

一、蘆の山土佐領にて柏島の者、薪取參り火を取落候處、宇和島領の上焼候由六之進断申に付源五郎見合に參候へども、焼申山は此方の山にて御座候、其序に蘆の田窪浦へ作候を見出し候、夫れより論田に罷成候、是は境目オリノリの吟味相濟申候へば異議無御座所にて御座候。

一、蘆の網代の儀は是又オリノリの境相濟申候へば、無別條所に御座候。(次項省略)

右六之進目安之通ヶ條前後致候に付、私不調法故挨拶も難仕様に申上候へ共、畢竟沖の島境目の事、古來之證文共之通被仰付被下候は、數ヶ條とも相濟可申儀奉存候間、古來の證文共島形に御引合々御吟味被成被下候は、忝可奉存候以上

明暦二年八月十八日

沖ノ島弘瀬浦庄屋源五郎

同 前 百 姓

御奉行様

* * * * *

幕府の評定官は右原被兩造の提出に係る證據書類を考查し、又其主張を聽き自ら理非の明白なるものありしも、猶双方より提出せし地圖の同一なるべき點異なり居りしかば、更に兩藩に向つて島形全體の圖を出すべきことを命ぜり。於是原被兩造共歸國して沖の島に出張し土佐よりは兼山の配下衣斐、安積、片岡、手島、西山、淡輪

及弘瀬庄屋等の關係役人立會ひ、伊豫よりは松本、檜垣、山内、清家、望月并に沖の島庄屋等の關係役人立會ひの上實地を踏査して全島一體の地圖を製して幕府に提出し、兼山は別に地勢、山川、道路、人家に至るまでを詳にするを得る如く精密なる模型圖を作り、之を檜材に刻めり。暫くして地圖の再提出ありたれば、幕府は更に詮議を重ね、萬治元年十二月双方を呼び出して對決を爲さしめ、翌二年五月を以て酒井雅樂頭以下列坐の上左の如き裁決を下し、全然土州藩の勝訴となれり。

伊豫土佐兩國之沖島姫島境目并網代等爭論有之而穿鑿之上落着之段、双方へ申付之條々

一、伊豫土佐地方の境傍示ハヘより、沖の島蘆のオリノリを見渡し、蘆の峰へ上り、北峰より大峰へかゝり、峯通〔スベルハヘ〕に至り、夫より弘瀬の在所へ川を分け、濱は幕ウチハヘ迄繪圖の如く、伊豫土佐を相定也。是は土佐の方より差出之證文之面に相任候也。亦幕ウチハヘより姫島のキナトウを見渡し、南は土佐分北は伊豫たるべき事。

一、弘瀬前の網代の事。伊豫の内に相究也。然れども前代以來、土州弘瀬より網獵仕來上は彌可爲如前候。但白岩より東にて伊豫より不可網獵事。

一、姫島〔キナトウ〕より南は、土佐の地に相究也。雖然前代以來、伊豫より、網獵仕來上

は彌可爲其通事。

一、芦の網代の儀土佐の内に相究也。然とも豫州窪浦より網獵仕來上は彌先規の如くたるべし。并窪浦、母島、古屋の浦より長濱大小島迄釣獵のこと、又大和山にて柏島より木を伐事、是又双方可爲如先規事。

一、豫州地の内土州弘瀬へ借之事、木落ヶ峰より見コカ谷を限境可相定事。

右條々堅可相守之、因茲繪圖の表境目の所に加印判双方へ一枚宛渡之、訖若於令違背者可爲曲事者也。

萬治二年乙亥五月十二日

源左衛門 藏人 次左衛門 備前

岡州 河内 美濃 豊後

伊豆

。

。

。

。

。

右沖の島事件の紛糾して訴訟となり互に論辯せる時に方り又々一の爭論は篠山の籠權現に於て起れり。即ち豫州は沖の島訴訟の風向き甚だ非なるを見るに付け多年の問題となれる籠權現をも之に加へんとして、明暦二年の夏頃より兩地に於ける地下人をして喧嘩口論せしめ、同三年頃は其極度に達して亂暴狼籍甚しく時としては、一揆の如き仕打を爲すに至れりとは、當時事に方りし淡輪四郎兵衛の記録せる所なり。斯く暴舉のあるに於ては如何に寛仁の藩主と雖も黙するを得ず、忠

義公(當時隱居)も赫怒し兼山をして諸種の調査を爲さしめ又淡輪等をして地圖を作らしめ、即ち書を載して一の訴訟を提出せり。然るに領土境界の問題を大名の直訴とするは隱當を缺くを以て地下人民の公事とすべき由松平伊豆守より注意ありたれば、土佐藩は之を取り下げる所、宇和島藩は愈々沖の島事件の敗訴に坂せんとする形勢ありたれば、突如右筆權現の神主介丞同別當正善兩人をして萬治元年十月十五日幕府に訴願せしめ、以て一方敗訴の不面目を之に依つて雪がんとなり。越へて翌年三月九日幕府より土州藩舊下山村の新丞及深覺兩人に向つて返答書を携へて參府すべきことの命令ありたり。於是土藩よりも幾多の證據書類を副へて辯駁書を提出し、双方の間に數回の對決を重ねつゝありたる中に、沖の島訴訟土藩の勝利に歸したれば、宇和島藩にては幕府に對し、強訴の嫌あるを慮はかり、松平美作守を介して退讓の意を示し、因て仲裁裁斷を以て問題を解決することとなり、萬治二年十一月十五日愈々左の如く決定し、十餘年以來結んで解けざりし土豫兩州境界問題も、茲に漸く解決し、兼山は之に依つて益々其名聲を輝せり。

覺

一筆權現彌山伊豫土佐兩國可有御用候、依斷此上、神主は從_レ土州別當は從_レ豫州可在御居候、此外法式可爲如先規之事。

一豫州の内正木村庄屋介丞義、自往古代々筆權現由緒有之由、大檀那可爲頭人事、一西小川平傍爾境迄、土佐領候、此爲代地東小川平の内にて、右坪數程宇和島領へ可有御渡事。

右今度土州領、宇和島領境目出入に付、美作守より出羽守へ頼入被致、相談板を以て如此相濟申者也。

萬治二乙亥十一月十五日

松平出羽守内 伊藤彌兵衛印 同

松平土佐守様御内 野中伯耆殿 淡輪四郎兵衛殿
伊達大膳太夫様御内 鈴木仲右衛門殿 伊藤與左衛門殿

第三章 紀州の犯人審理の顛末

豫審判事の如き罪狀調書||犯人引渡上の注意

兼山は司直官としても亦明判官の資格を備へたり。今其一例を示さんに、紀州の商賈介三郎なるもの同乗の商賈紀州人次郎、土佐人九郎兵衛なる二人を豊前沖に於て殺し、其財貨を奪ひたる上、自ら遁れんが爲め、罪を海賊に歸し、種々抗辯せし時に

方り渠は前後の状況より直に虚偽の申立てたることを看破し、自ら精密なる調書を作り、在坂の百々平兵衛、高部團右衛門をして、之を紀州家に謀らしめたり。其調書は極めて詳密にして、明判事の豫審調書を見るが如きものあり、今其一節を錄せんに左の如し。

一、介三郎書付に姫島近くにて、小早見付五六町跡へ参候時は、やく海賊と見知銀子を肌に付候と申段不審の事。

一、壬四月廿五日午之刻に下の關を出船仕、同日亥に豊前姫島近へ参候、此間三十七里程在之處、刻付を以て考候へば、能比の嵐無之候ては、此の如く舟早く参間敷候、然は押船追付候も、少は不審に存候。併し時宜に依り左様のこと也可有之候、右の嵐に銀子一貫目肌に付け其上綿入二ツ、拾一ツ着候て海へ飛入底へ沈み浮上り候間には、舟先へ可參事に候處、機さはり申故取付候と申段も不審之事。

一、介三郎棒にて請候と申棒の請疵は、刀の跡にては無之、庖刀などにてむざと疵を付、請目之様にあやなし、偽りと見申候、然ば此段不審に存候事。

一、右の高腕を斬られ候と、申候へども、拾と綿入二ツ着申、中下の者切口と相違に候、身の疵着物の疵共小刀などにてかき切たる様に被存候事、則棒着物四郎兵衛持參申候。

一、兩人の者切られ候と見へ、船中皆血に成候へども死骸は無之と申候、然ども海賊別に死骸を可捨様無之候、其上舟皆血と申候へどもトモの方に、少血有之候て多血も無之由云々。

其他猶海賊の入りたるものとしては、一品の盜品なきこと及銀子を悉く介三郎が持參せる事等に就き、同人の申立と實況の全然異なるケ條を列記せり。斯くて在阪の百々高部兩人より此事を紀州の官憲に議するや、其所見亦兼山と異なる所なく鞠問の末途に其實を得たりと、此調書の一節を見るも、司法官として兼山の眼力優れたること知るべきなり。

如此證據の判明せる犯人、而も一個の殺人強盜を處斷するに方り、渠が何故之を紀州家に諮りたるやを考ふるに、事件は小なりと雖も、右の介三郎なるものは紀州家所領の人民にして、且つは犯人自ら海賊に會へりと申立てたれば、當時山賊及海賊は幕府にても最も嚴重の取締を爲し、之に最重刑を科し、且犯地は他領に屬して漫りに處斷すべきに非らざりしを以て、先づ紀州家の意見を叩き然る上改めて公儀

の沙汰を待つの用意周到なる注意に出てたる爲めなり。即ち渠が百々平兵衛等に致せし書面の一節に曰く

(上畧) 彼の次郎も相果て、當國の者も相果候、紀州様御藏本衆と申合、若御奉行所へ申上儀に候はゞ可被申上候、山賊海賊などの類古來より、堅御制禁は勿論の事に候然ども辻切なご方量不知に付、其所へ別に御尤めに無之候。

(中略) 公儀御法度の爲に候處、不申上段切て不調法成仕形と、以來公儀に思召候へば、如何に存御奉行方より内證御立聞候へと申入事候、殊に紀州當國のものは、中國九府へ旦暮商賣に令渡海候處、如此不寄存海賊に逢候へば、ヒシと渡海不能成後日之國々賣船の迷惑仕、又只今相果申もの共の爲不便に存候間、旁以可相成事に御座候はゞ御吟味被成下候様に仕度は候へども、右申通に候、其元公儀の様子如何様に在之も不存候故、爰元にて其段難計に付、先其元へ差上せ紀州様御藏元衆と各被致相談、又其様子爰許へ被申越候様に存、右之通に候云々。
猶渠は此書面中に船中迄は逃走の恐れあるを以て繩掛の儘送付するも阪地到着の上は『御奉行へ聞も如何がに存候間、夜中に屋式へ上げ、則紀州様御藏元衆へ内證理り繩を解可在御渡候』と指命せり、即ち一方に於て公儀の内意を伺ひ他方に於ては紀州家の面目を重んじたる取扱振りは、亦以て渠が外交的辭令に慣れたること、其用意の周到を見るに足るなり。

第十四編 偉人の彈劾及退隱の顛末

山内氏の國宰として二十有七年間、一藩の政治を双肩に擔ひ、非常の精力と抜群の才識とを以て縦横自在に國政を改革し、國力を充實して一日も倦怠の色なかりし大政治家、野中兼山良繼も寛文年中に入るに方つて其權威の餘りに高く、其勢力の餘りに大を加ふるや、所謂喬木風多く盛名の下久しく居り難の諺に漏れず、遂に小倉三省の先見に違はず亢龍悔あるの時に達したるは寔に是非もなき次第なり。

第一章 獨斷政治の反動及反對派の陥擠

衆目集中の焼點となる、荐りに流言蜚語至る、意外なる復命書

兼山の如く頭腦透明にして快刀亂麻を斷つの辣腕を有し、剛果勇斷にして精力過絶、峻峭嚴烈にして一步の假借、一寸の餘裕を與へず、所信と抱負とを實行するに急にして他を顧みるの遑なかりし政治家が自己本位に陥り獨斷に流れ、爲めに敵を作り猜疑者を生ずるあるは勢の已むを得ざる所なり。是れ渠の一大長所たると共に又一大歎點なりしことは予が既に詳論せる所なるが果せる哉、渠の權力益々伸

び威勢愈々加はるに従ひ同列の嫉妬嫌忌は次第に其度を昂め機會の乘すべきあらば取つて代らんと焦心苦慮する者あるに至れり加之渠の政治も亦終世の知己小倉少助父子の歿して以來其猛を濟し其嚴を和するものなきに至るや奔馬の逸したるが如く少しの檢束を受くることなくして益々峻厳苛察となり一部人民の怨望を買ひたるものゝ如し且つや幕府は其諸侯抑壓の政策上渠が斷々乎として餘りに大袈裟の事業を爲すを喜ばず豫州松山の城主松平勝山をして嚴重なる監視を加へしめ渠の一進一退は此等周圍の注目點となれり然れども唯是れ國を思ひ君を思ひ民を思ひ國家百年の大計を立てゝ目前の利害得喪は勿論一身一家を顧みるの違なかりし渠は自己の公明正大にして何等禍心と私曲とを交ゆるなき心事を以て其敵をも其排擠者をも其注視者をも見て殆んど之に備ふる所なかりしものゝ如し然るに暗流は久しき間地平線下を流れ機會の乗すべきものあらば溢發せんとせり。

* * * * *

自是先流言蜚語は荐りに放たれ或は曰く兼山叛を企つるの陰謀あり或は曰く民

は其課役租税の重きに堪えずして闇札と稱する地券状を棄てゝ土地を所有するの苦を免れんとするありと或は諷謔を作つて兼山の政を暴壓なりと評するものあり彼の「吸江五臺山は佛の島よ並び高知は鬼ヶ島」の俗謠の如きは兼山の政を非謗したるものなりと稱せらる此の如きは畢竟するに目前の利害のみを見て渠の政治の本領を解せざる遠慮なきもの若くは其反対者より發したる流説にして根も葉もなき虛構捏造の言たるや今日渠の遂行せし政治の跡を見て明白なるのみならず當時渠を彈劾して貶黜せし後其政敵が兼山彈劾の理由を十分明白にし� 再び渠を立つ能はさらしむるが爲め検見及各郡奉行をして人民疲弊の状況を實地調査の上報告すべきとを命じたる時の復命書中意外にも兼山の失政と認むべき衰微欠落愁訴悲嘆の事なかりしを以て明白なり即ち片岡武右衛門堀内忠兵衛祖父江久之亟上野長兵衛四人より孕石頼母に呈せし復命書に曰く

一、御意の趣奉畏候御國中近年夫役過分に被召仕迷惑申候特に去々年は年の無嫌被召仕候向々ケ様に被召仕候は百姓續き申間敷候と奉存候懸物の儀先年より立來りし小物成銀の内は品々近年引き被遣候物も御座候又物に依り直増の物も御座候私共存候小物成帳之内にては畢竟先年よりは銀目も少なく御用

捨御座候。此分にては百姓迷惑仕申すとも承り不申候。(下略)

一、百姓勞の儀は御一國の事に御座候へ者よき村も又はかじけ申す村も可有御
座候、一様にて無御座候。何方も取りつめ草臥堪忍難成様成處も私共見及び不申
候。然れども向後百姓共欠落等仕間敷とは難申上候。

一、當年免相の儀有様に申付候へとの御意の趣奉畏候。累年と申にても無之日損
水損の歲は其村々の見合を以て相究め申候。彌御意の趣中見之者共にも堅く申
附相究可申候。以上(寛文三年七月晦日付)

假令渠の政治上に苛察の點あり其租賦に重き者ありたりとは云へ専心一意國利
民福を計りたる渠の治績に於て甚しき違算失態のある道理あらんや。於是渠の政
敵は此正直なる報告を喜ばず片岡以下を責むるに國中は勿論他藩にまで聞え渡
れる失政を爾等知らず斯る報告を爲すは上を欺くものなりと叱責せられ、彼等も
災の身家に及ぼんことを恐れ茲に一通の謝罪證を差出して漸く事なきを得たり。
依是觀之兼山貶黜の理由は敵黨の陥罪に依るか將又幕府内々の干渉即ち豫州松
平勝山の内命に出でたるか、恐くば右兩者が一時に併發して偉人の公生涯を奪ひ
去りたるものなるべし乞ふ兼山貶黜の表面に現はれたる理由と顛末とを記する

前に方り、其の裏面に伏在せりと思はるゝ予の卑見を語らしめよ。

第二章 兼山の貶黜は幕府の干涉歟

貶黜の眞理由如何——谷子爵の貶黜理由観——幕府の注視は疑を容れず——文書の
煙滅大に疑問——幕府の抑壓政策に正反對——兼山退職の注進

兼山貶黜の理由は古來疑問の裡にありて未だ真相を得たるもの無し。今日迄世に
現はれたる著書に依れば、深尾一派の猜疑的陥擠に依れるものとして、徒に反對派
を攻撃するの外、他に於て野中氏取潰の理由を説かんとする者なし。予亦最初は全
く朋黨互に権力を争ひ其結果野中派を退けて聞くだに惨酷なる措置を取りたる
ものと信じたりき。然るに後ち兼山貶黜の理由爾斯く單純のものに非ざるべし。必
ずや這般に深き事情の存せしものならんと思ひ、種々材料を蒐集せんと欲し、先づ
舊幕府に關する當時の記録に付いて探ぐる所あり、次いで舊藩府の古記録を涉獵
せり。其意たるや蓋し渠の不幸なる終りを告げたる根源の幕府の睨む所となりた
ること恰も熊澤蕃山が下總古河に蟄居を仰付けられしが如き關係に出ですやと
考へたればなり。然れども文書記録としては殆んど得る所なく大に失望せり。於是

最も兼山を尊崇し又深く調査せる谷子城子を市ヶ谷の邸に訪ふ、子己に病床にありたるも、猶元氣盛にして予を引き床上に於て談を交ゆ。時是れ明治四十三年七月なりき。則ち予正すに前記の疑問を以てするや、子膝を叩いて曰く宜い哉。問己れ多年兼山翁の末路に疑問を含み大に研究せる所あり、依つて一應君に其意見を語らん。即ち子爵曰く

土佐は掛川の小藩より論功行賞されて二十四萬石の大藩となれるものなれば移封早々は勿論、移封後には於ても殆んど軍備其他の設備之に伴はず、然るに兼山翁の就職する頃までは財政上の關係及封内統治の爲め心血を集中するの必要ありて大藩並の軍事的設備を爲さしむるの違あらざりき。於是兼山翁は一方に於て殖産興業に力を注ぎ、大經營を爲せしと共に、他面に於ては其餘力を割いて軍備の充實に最も力を注ぎたるの事實あり。現に己れ壯年の時代までは翁の鑄造せし鐵砲、其他武器なりとて高知城内にありたる上翁は泉州堺其他各藩より刀鍛冶、鞘師、胄其他武器の製造に秀てたるもの、を招聘し、懸賞的方法を以て其技の上達を獎勵し、能あるものをば破格の抜擢を爲し、又特別の厚遇を以せり。當時兵備の擴張は何等の理由を問はず、幕府の最も忌む所たり。而して其經濟上の施設に依る國力の充實策も餘りに天下の耳目を驚かすものありて、翁の名は早く幕府に於て喧傳せられたるのみならず、列藩諸侯の間にも鳴響きたれば當時蚤

取眼を以て諸侯の動靜を窺ひつゝ在し幕府の睨む所となりたるや必せり。縦合表面角立ちたる干渉の意味に非ざりしとするも、幕府が土佐家に注意を與へしや是れ亦想像に難しとせず。既に幕府の注目ありたりとせば、當時其忌避に觸れて削地減封及一家取潰の不幸に遭ひし大名も在りたる事とて、茲に若し家門に拘はるが如きとありては容易ならずとの議より翁を犠牲に供したる者に非ずや、就中山内家の舊記錄中更に兼山翁に關するものなく、又郭中士人の家にありたる者迄灰燼に付せしめたりと云ふが如き傳説の今日迄傳はれるは、畢竟するに事幕府關係の重大問題なりしかば、殊更に斯く爲せしものに非ずや、單に權力爭奪の軋轢に出でたるものとせば、其勢力を殺くが唯一の目的にして、之を達すると共に深く追及するを要せざるなり。若し少しにても幕府に對する關係のありたるものとせば、文書記錄のなき當然のみ、故に拙者は野中氏改替の爲めに發したる窮餘の表面的理由のみ存して、裏面に關するものゝなき丈け、翁は幕府に睨まれ遂に藩の爲め當面の責任者として犠牲に供せられたるものに非ずやの疑問を深からしめざるを得ず云々。

と解釋出來ざるに非ず、就中長曾我部氏の違法を復興して兵農制度を起し忽ちの間に千名の勇兵を得たるが如きは前記の武器調製の事實と相待つて或は大に軍備を擴張する者なりとの疑念を挿ましめたるや知るべからず。曾て先國主長曾我部元親は兵農制度を以て莫大の兵員を得、之を原動力として遂に四國を併呑し、猶天下に志を伸べんとしたる例もありたれば、此新兵制が大に幕府の注目する所となりたるや疑を容れず。自是先天草の一揆あり、天下の力を以て漸く之を平定したるが如き苦き經驗を嘗め、又由井正雪丸橋忠彌等浪人の謀叛事件に於てすらも心膽を寒ふしたるが如く幕府の神經は極めて過敏なりければ、兼山の偉大なる兵備擴張と財力充實の策も如何に解釋せられたるか知るべからず。うは兎も角とし兼山の政策が幕府の諸侯對策即ち其氣力消耗方針と勢力抑壓主義(第四編第一章五八一六〇頁参照)に反せしとは明白也。於是斯る有爲抜群の政治家を外様大名の家に於て勢力を振はしむるは其大に喜ばざる所にして内々渠を退くるの意を幕府の親藩にして土佐の監視者たる松山侯に傳へ、松山は土佐とも親族關係ありたれば、極めて秘密なる注意を與へ兼山を退くるの素地を作りたるものに非ずや。是れ大なる疑問也。

此時に方り兼山の獨斷政治に快からざる黨派次第に増加し深尾氏を中心とし取つて代らんとするありたれば、渠は内外相應じて退けられ、茲に一は幕府へ申譯の爲め、他は治下人民の心機を一轉せしむる爲め、前とは全然表裡せる政治を施すに至れるに非ずやと思はるゝなり。固より兼山の位置勢力の重かりし爲めなりとは云へ渠を貶黜するに當り一方幕府に使を派して其顛末を大老以下老中に申達し他方形式的に松山侯に諧り、松山侯より當方に於ても愚見申述ぶべく存じ居り候際云々と直に大賛成を表し來りしが如き或は夫れ是等の關係ありたるに由るものならん歟。單に兼山が酒井久世松平等の幕府大官と交際あり又其推重を受けたりといふ理由のみにては之を幕府に申達する程の必要ありとも思はれざる也。要するに兼山は單に反対派の彈劾に依りて退けられたるのみならず、寧ろ其彈劾は幕府の關係に出てたるものにして藩政府も遂に其大功臣たる兼山を退くるの已を得ざるに至りしものに非ずや。果して然りとせば渠は全く山内氏の爲め、土佐藩府の爲め犠牲に供せられたるものと謂つべし。事既に斯る關係に出てたる疑あら

ばこそ兼山の施政上何等の不都合なかりしにも拘らず、取立てゝ議すべき程にもあらぬ事を羅織して其罪を問ひ、極めて薄弱なる理由を以て名門を取潰すに至りしもの歟。此點に關しては谷子爵も正に此の如しとは斷定せられず、予も亦全く然りとは答ふるを得ず、大なる疑問中の疑問の間にある兼山貶黜の真相に付き先人の未だ云はざる右の一點に付き新しき疑議を挿みたれば茲に一言附記して識者の研究を待つ。

第三章 弾劾と偉人退職の顛末

惡機運の到來　＝　彈劾書の奏聞　＝　彈劾書の採納　＝　國政協議の君命、兼山の辭退　＝　退職を松山侯に諳る　＝　退職愈々聽許さる　＝　加祿の返上、隠居の申請　＝　愈々公生涯を去る

時なる哉命なる哉、高明の下鬼神忌刻を逞ふす、當時兼山に取りて最も不幸なる幾多の惡機運到來せり。即ち(一)渠の爲め終世の知己たりし小倉父子は已に歿して寛猛の配剣を失へり。(二)幕府は渠の行動に注目し豫州侯松平勝山をして監視せしむるに至れり。(三)藩主の信任愈々厚くして俸祿益々多きを加へ權勢隆々として同列

を壓するや自然の勢ひ、同僚の嫉視鬱憤を愈々深からしむるに至れり。(四)加之能く渠を知り渠も亦其知遇に感激して献身的に犬馬の勞を取りたる土佐第二世竹嚴公(忠義)は齡已に七十有二に上りて世事に疎く體力精神共に衰へて政治は一切第3世覆載公(忠豊)に譲りたれば渠は慥に從前の如き知己を有せざりし也。(五)此の時に方り兼山の施政亦周囲の情況に顧みるなく斷々乎として益々嚴重を加ふるものありたれば、遂に反對派をして乘するの機會あらしめたり。即ち彈劾書は寛文三年七月朔日、深尾出羽重昌、同因幡重熙、山内下總豊吉三名の連署を以て執奏せられたり。其文に曰く

從先規御國の御仕置無殘所被仰付至于今無異議相治候處近年一國の上下及困究候之由承候に付御爲不可然儀と奉存候乍憚申上候條々
一、御家中侍共御宛儀能御知行は所々にて被下置候近年御役稠敷被仰付候へ共外之御奉公役緩に御座候其上江戸御賄方宜被仰付候然所に末々御家に安座難成様に大半存入申之由承不審に奉存候御政法に疎成儀も御座候哉と可被爲加御賢慮候事

一、御國中百姓被召仕候事、近年は夫役過分に被召仕殊時之無嫌候諸事賭り物多く其上在々乞食同前之者に至る迄夫々役目被召仕候故、御國に堪忍難成様に

不斷なけき申儀被爲思召付御座候得共御國の要害能御關所嚴欠落仕儀も不罷成候、然共此節は端々欠落仕村も御座候様に及承候事附浦々同前之事一町人之儀は商買を以光陰を送候處諸所不殘こまもの類に至迄從公儀被仰付候故可仕商も無御座候分限成町人は乍迷惑先續申様に候へ共其外之町人共は確及餓命申由に候事

右三ヶ條被爲加御賢慮萬一尤に於被爲思召者、御思慮之上を以國中上下安座仕候様被仰付御尤に奉存候一國之安否只今於御吟味は御仕置方之權にも恐有體に申上間敷候密に被附御心付候はゞ可爲明白候、寔に愚暗之申上事に御座候へども若御爲にも可罷成かと不省憚申上候是等之趣宜願御披露候恐惶敬白

七月朔日

深尾出羽
同因幡
山内下總

生駒木工殿
孕石賴母殿

深尾氏は山内家の連枝にして高岡郡佐川の庄を領有し國老の筆頭たり。其當藩主忠豊公との關係は既述の如く出羽は藩主の叔父に當り因幡は其從弟にして下總は出羽の女婿なり。而して幕命を以て土佐否な兼山を監視せし豫州松山侯は藩主

の叔父に當り相互の連鎖甚だ蜜なる者ありたるとは、決して看却すべからず。

書既に藩主の連枝たる三國老より奉らるゝや生駒孕石の兩名は之を携へて忠豊公に謁し猶口づから其顛末を言上せり。忠義公の如く兼山を信せざりし藩主は自是先幾分渠の政法に危惧の念を懷き居りたれば、右の上書は直に採納せられて國政の大改革を思ひ立たしむるに至れり。此時に方り藩主以爲らく山内氏三代の忠臣にして而かも列侯の間にも重きを爲せる兼山の如き重臣を退くるに方り獨斷決すべきに非すと、即ち先づ之を當時退隱せる老侯竹巖公に諮りたる所、其儀可然との御意ありたれば、愈々國政改革の議一決し七月二十一日を以て生駒木工孕石頼母兩名を名代とし兼山の邸に臨み君意のある所を傳へしむ。其要に曰く國政の儀汝が養父玄蕃直繼以來悉く汝一人に任し置きたる所、汝常に國政の能く治まりて四民各々其所を得るとの言上あるに付き眞に可然と思ひの外只今三人の者(出羽因幡下總三名)より如此上書(既出)あるに至り候條右意見書細密に熟慮の上、彼れ三人の者をして汝と共に協議して弊政をば悉く改め總體の政事をして寛大なら

しめんとす、汝夫れ之を體せよ云々兼山即ち右の上意に對し奉答して曰く
三人の衆より意見書指出され候に付き云々の事委細御意の通り奉畏候、然るに
御國政の儀只今迄は宜敷様に奉存候所不調法に相成迷惑申候、尤も三人の衆と
相談致し更改可仕儀に御座候へ共畢竟私事は萬事愚陋に御座候故、今以て毛頭
の存寄無之候。然るに今は國政を弊れたりと申仁有之於ては幸の儀に御座候間
宜く之に御任し有之様奉願候且相談の儀は相互の意見相衝突し却つて圓滑を○
缺くの恐も有之候へば傳右衛門の仕置役を被召上何れなりとも可被仰付候
元來剛果勇斷にして且つ傲岸の氣風を備へ、萬事獨斷を以て決することに慣れた
る兼山に向て如此事を望むは、即ち之れ間接に渠に辭職を責めたるものなり。兼山
も深く其間の真相を知るものなれば、直に國政を弊れたりと申す人有之を幸ひ他
の者に御任し云々の言を呈して退職を願出でたるなり。

*

*

*

*

*

*

*

*

既に兼山より辭職の申出てあり且つ今後の政治は藩主親裁せらるゝ次第なれば
最早や他に顧慮するものなしと雖も、忠豊公は山内彦作寺村淡路等より傳右衛門

仕置の儀に付き他に御相談の上御改易執行の由なるも、已に一應彼方より辭職の
届出てありたる以上は、御意の儘御断行爲され敢て御諮詢の要あらざるべしと諫
めたるも公の用意周到なるや、即ち事の顛末を幕府の親藩にして又老侯以來の縁
家たり、且つ兼山の政治監視の任務を帯びたる豫州松山侯に謀る、同月二十七日使
者歸り復命して松平勝山の意を傳ふ、曰く

貴國御仕置惡敷市民疲勞に及べるの段世上の風聞著しとの儀兼々聞及申候故
將に愚見可申述と存居候折柄貴慮御尤と奉存候片時も早く直御仕置に被成萬
事緩々御執行可然と奉存候云々

兼山排斥の黨派は既に國內のみならず、松山領にまで惡聲を傳へ以て松平勝山の
心を動かしめたる者か、夫れとも幕府の内命を奉して渠の一舉一動を監視し居り
たる勝山の事なれば、深尾一派とは異なる意味に於て渠を退くるとに大賛成を爲
したるものか、其邊の消息は古き時代より秘中の秘に付せられ、表面形式的書類の
存せる外、他に材料なき今日如何とも判するを得ず、蓋し後者の意味最も根據ある
ものならんかと推察せらる。

於是忠豐公亦他に顧慮する所なく、愈々同月二十八日を以て兼山の職を免し、山内彦作、生駒木工、孕石頼母三名をして旨を傳へしむ。曰く

最前も如被仰遣候御仕置方之儀深尾因幡山内下總と以相談之上可然様可被申附旨被仰遣候所に相談にては互の心指違申候得者還而御爲不可然被存に附御仕置方御斷之趣被届聞召尤に思召候就夫御直の御仕置被仰付思召候旨勝山様へも御内談被仰遣候所に一段御尤之由被仰越候御國中及因究候由豫州へも兼々相聞候間慥に御届の上を以て御兩殿様へ被仰進次には傳右衛門方へ可被仰遣思召候彌御直の御仕置に被成可然之由御報に被仰越候是後萬端御分別に不能儀は其方へ御尋可被成候間内々左様可被相心得久々御仕置方苦勞被仕候條先休息候へ云々

辭職は聞き届けられたり。然れども藩主の渠に對するや君臣の禮讓は大に厚きものありたり。就中國政を親裁すと雖も分別に餘ることあらば汝の意見を徵すべしと云ひ、又永年國政に仕したる勞をいたはりたるが如きは失政の名の下に退けら

れたる渠に對するものとしては大なる優旨に非ずや。

時に兼山采邑を本山、森及中野に有して祿一萬石、配下に五十人の郷士を從へ勢力並ふものなかりき。然れども既に退職せし渠は最早や多くの食祿を欲せず、又世の猜疑者より此上の嫉視を受くることを好まず、此年八月二十日を以て寛文元年の加俸一千石と郷士五十人を返上し且つ世を長男清七葬繼に譲りて香美郡中野村に退隱せんと欲し此事の執奏を乞へり。文に曰く私儀不調法之儀共諸事御宥免被遊御赦免之義難有仕合に御座候、此上之願憚至極なる申上事に御座候得共世忤清七事漸くスネも立のび申候間名代被仰付候はゝ彌難有可奉存候、然者去々年拜領仕候御加増千石并五十人の郷士其砌より御断申上候通被召上可被下候私事は近年病者に罷成暉氣指引御座候、此時分差發迷惑仕候、知行所中野と申所に少々屋敷御座候、是へ參養生仕度奉存候、若御用之儀も御座候はゝ何時にも可能出候此等之趣御序の砌被立御耳可被下候以上

八月二十日

山内彦作様

三百四十九

野中傳右衛門(在判)

書既にして藩主の聽に達するや同年九月十四日を以て願の旨聽許せられ、忠豊公は慇懃なる旨を渠に傳へたり。其大意に曰く

其方儀病氣に有之候に付同姓清七に名代爲仕傳右衛門儀は知行所中野へ引籠養生仕度旨紙面之通得其意候不遲儀に候得共願の儀にて候間其方隱居申付清七へ家督遣候未若輩の儀に候間萬端勤肝要に候然者去々年忠義公より被遣候千石之加増知并與力の郷士指上度旨不謂儀に候然共其節よりも重々理候事に候條是又得其意任理候於中野緩々と可有養生候云々

其裏面に於ける暗流は兎も角とし表面上斯る顛末の下に恰も敵履を棄つるが如く官職を退きたる兼山は、時に年四十有九、寛永十三年十二月職を襲ふて以來、二十七年茲に全く公生涯を出で、閑雲野鶴を友とするの人となりぬ。此の如して兼山退隱の事件全く落着するや藩府は即ち其顛末を悉く幕府の大老酒井雅樂頭、を始めとし各老中に報告せり。是れ兼山の名聲高かりしが爲めか將又渠が此等の大官と交際ありしに依るか、或は又他の事情即ち幕府暗々裡の内命を果したるとを復命せるものか、其邊の事は豫州松山侯に諮詢せし事と共に今日是れを知るの材料なきを遺憾とす。何れにするも渠の偉大と高名とには何等増減する所非らざる

なり。

第四章 偉人退隱後の國政大變革

大赦令の發布 // 藩新内閣の組織 // 改廢令の連發と反動 // 兼山一派に對する壓迫 // 寛文三年改替令の一 // 同上の二 // 同上の三

兼山既に貶せられて其職を退きたり。茲に前の反動として自由放任制度の施行せらるゝに至るは當然の勢なり。唯是れ人民をして前政治を非難せしめ、新制度を謳歌せしむるの手段方法を執るは、斯る大變革のありたる後に於て政治を執るもの已を得ざる所なり。即ち人民をして其不便とし困難とする所を言上せしめたり。國中一般に向つては大赦令を發布せり。其大意に曰く、[◎]_上^下^重_科^外は假令訴人ありと雖も舊惡は悉く赦免せしむべし。云々と此令の發布せられしは寛文三年八月一日にして、渠の退職が聽き届けられたる三日目、即ち高知城に一藩々士の總見を命じ、國老をして月番に依り御用方たらしめ、藩政を覆載公親裁せらるゝことの公表されたる時なり。斯くて八月二十日山内彦作和成、寺村淡路重信を最初の當番に擧げ、猶孕石頼母元政を御名代として評定席へ出座せしむることとなり。茲に藩

新内閣の組織成りたるが其實權は深尾派の掌握する所にして御親政の名の下に從來の政策は善惡の區別なく悉く之を廢棄するに至れり。而かも急激突嗟の間に甚しき改廢を加ふるに至れり。即ち八月十六日には市民に對して二十三ヶ條の赦免及減稅令を發し猶同日全國農民に對して三十九ヶ條の賦役租課輕減其他の赦免令を下し、越へて九月二十二日には全國の浦民に對して四十三ヶ條の同様なる布令を發し、兼山の政策を悉く改廢し、賦役は寛にせられ、租稅は減せられ、專賣は廢止せられ、物價の官定は緩み、山林の伐採及船舶の制限は解かれ、飲酒歌舞相撲踊等の禁は廢せられて、國民は俄に束縛干涉の羈絆を脱したれば、何れも目前の安逸を得て喜色面に溢れ、前の反動として甚しき奢侈淫蕩に流れ、遊惰柔弱に陥りたるが如き又彼の山政改廢の爲め忽ち山林の荒廢を招き、木材需給の權衡を失せしむるに至りたるが如き前制度の廢棄より來りたる大なる惡影響なり。

* * * * *

政令の上に於て既に斯る大變革を爲すあり、何んぞ兼山配下の士は勿論其推舉引立に依りたる藩士に災の及ぶなきを得んや、安積次郎作、野村甚兵衛、瀧九兵衛、竹島

三右衛門等は後ち幽囚の身となりぬ。兼山の庇護の下にありし町定靜は扶持を奪はれ、谷一齋、長澤潛軒、黒岩慈庵の如き大學者は其壓迫と其變革とを快とせず相率ひて他郷に去るに至れり。又渠の配下たりし野中新兵衛、秋田權次郎、岩崎安右衛門、伊藤庄兵衛、同七左衛門、池五左衛門、上野源兵衛、同才藏、衣斐才八郎、堀内久大夫等は兼山が近年取立てたるものなりとの廉を以て深尾帶刀の邸に於て知行切符召放の旨を指令せられたり。此の如くして兼山の部下及其關係者は何れも失落するに至り渠の卒去と共に野中家にも大なる災禍を招致するに至れり。ソハ次編に於て詳述せん。

* * * * *

寛文三年の改替令は前後二回に發布せられたり。即ち高知市民及一般農民に對する赦免及減租令は共に八月十六日浦民に對するものは九月二十二日なり。今之を兼山が其前年十二月二日全國に布令せしものと比較對照せば、其變革の如何に急激なりしかを知るに足らん。

町中の者近年諸商賣不相成及困難由被聞召御赦免之覺

一、茶賣買御赦免之事
 一、紙賣買御赦免之事
 一、漆賣買御赦免之事
 一、日傭三十分一御赦免之事
 一、籠番扶持方切米從町中出候儀御赦免之事
 一、帶運上御赦免之事
 一、ホテ振札銀御赦免之事、但札をば可遣事
 一、竹釘に被損銀立候由向後御赦免之事
 一、問屋御破被成事
 一、魚鳥野菜諸物勘定御破之事
 一、紺屋之藍請向後御破之事
 一、石灰請御破之事
 一、銀札御破被成事
 一、酒運上銀三十五貫目唯今迄は被召上候得共二十貫目御用捨被仰付向後十五貫目可被召上事
 (此運上銀以後すきと御赦免なされ候)
 一、糲運上銀七貫八百目餘唯今迄被召上候得共三貫八百目御用捨被仰付向後四貫目可被召上事(末文同上)

一、油運上銀九貫目餘被召上候得共三貫目御用捨被仰付向後六貫目被召上事
 (未文同上)
 一、檜物師柾自由に遣候様に運上輕可被仰付事
 一、毛革の口向後十分一可被仰付事
 一、諸職人御國役有體に可被召置事
 一、馬方運上唯今迄馬一匹に付銀一枚被召上候得共御赦免被仰付向後は一ヶ年廿日の御國役可被召仕事
 一、從町中近年夫役過分に被召仕候向後過分に被召仕間敷事
 一、小廻の船向後從公儀被仰付間敷事
 一、御城銀借用返辨先年之通可被仰付事
 右者近年商不罷成及困窮候旨今度被聞召御驚轉別而不便に思召爲御介補、先右之通被仰出也

寛文三年卯八月十六日

御國中百姓近年柄在家夫役通分被召仕并に種々課役有之勞候通被聞召御
赦免之覺

一、在々柄在家夫役近年過分被召仕に付百姓迷惑仕由訴候向後は一ヶ年に春三十日其所々井川除如先規可相勤其所普請無之村は近所大破の所へ可相加其他の課役は令赦免但及大破御急用候時は被召仕相應に飯米可被遣事

一大道筋宿送如先規送番所馬一匹人足五人可相詰大送の時は從是可申付其他新舗脇道送番所郡奉行令吟味被除事

一、山分方茶紙漆公儀へ被召上候儀向後許之條相對を以て商可申事

一、山分方在々荒散田開きの事不埒に取申者於有之者其所にて相斷其上を以て不相濟儀は公儀へ訴可申事附新林仕尿草山又は牛馬追出不罷成候由訴候此段山奉行郡奉行令吟味百姓迷惑不仕様に可申付事

一、山分方茶紙漆公儀へ被召上候儀向後許之條相對を以て商可申事

一、山分方在々荒散田開きの事不埒に取申者於有之者其所にて相斷其上を以て不相濟儀は公儀へ訴可申事附新林仕尿草山又は牛馬追出不罷成候由訴候此段山奉行郡奉行令吟味百姓迷惑不仕様に可申付事

一、魚鳥野菜松薪勘定許之云々

一、御藏入方定夫其外年切之奉公人以相對可罷出事

一、御藏入方本田に有之候澁柿令用捨云々

一、日用三十分一許之事

一、御藏入方定夫其外年切之奉公人以相對可罷出事

一、御藏入方本田に有之候澁柿令用捨云々

一、日用三十分一許之事

一、日用三十分一許之事

一、立敷枯竹其所の百姓に爲伐今迄は十分一取來由に候得共向後は五分一百姓

へ可遣事

一、竹子皮百姓に爲取候得共向後令用捨事

一、山分之在々野山燒申儀法度に付百姓共迷惑仕由向後は山奉行郡奉行に申出不苦所々燒可申事

一、川泛近年は入札にて高直の方へ遣候に付獵師共迷惑仕由訴候向後は其所の請に可遣事

一、鳥坂役流し繩運上銀近年過分に増銀有之迷惑之由其段令吟味可申付事

一、借米百姓返辨の時添米分は許之云々

一、浦々水主足役銀魚三分一帆別銀并水主賃銀之内十分一等の事重て浦々仕置所に令吟味可申付事

一、木節之事向後更不申付候間百姓勝手次第商賣可仕事云々

一、從池川口他國へ御使者送人足之事今迄は飯米許被遣迷惑仕候間向後日算用を以て賃米可遣候其上遠方へ被遣間敷事

一、荒倉櫻尾山之楊梅送人足許之事

一、鐵炮打來候村々方切之事令吟味重て可申付事

一、諸職人給田上り地免相の事免奉行令吟味候様に申付候事

一、浦々分一屋之使番百姓相勤由向後許之事

一、灘邊賣酒之事。浦々爲見合西山七郎右衛門被遣罷飯次第可申付事。

一、給田地方向後強所務不仕様に被仰付候云々。右者は御一國之萬民近年相詰及迷惑候通今度被届聞召御驚轉不便思召爲御介補先右之條々被仰付候此上は家業專に仕人々成立候様に可致覺悟者也。

寛文三年卯八月十六日

更に同年九月二十二日藩主忠豐公の名を以て全國浦民に下せし赦免令は全文四十三ヶ條より成れるが内重なるヶ條を記せんに左の如し。

國中浦々就困窮近年之課役并諸運上等減少被仰付覺

一、諸材木并間板月役 五分一(右唯今迄の運上百に付き二十四之内四本御赦免之事)

一、釣の魚 五分一(三分一の内二分御赦免事。右唯今迄云々の文句前項と同様に付以下省畧)

一、マカセ大網 十分一(七分一の内三分御赦免)

一、八太網 七分一 (五分一の内二分御赦免)

一、地引大網 十分一(右只今迄令退轉候得共向後出來候時如此御赦免之事)

一、地引繩網 一ヶ年に銀三十目宛(右唯今迄三分一分運上候得共向後如此御赦

免之事

一、地引兩開網 一ヶ年に銀一枚宛前と同文

一、浦々帆別之定 江戸へ帆一端に付九分、大阪へ同六分、御國中は同二分(右唯今迄令運上候内一端に付一分宛御赦免之事)

一、水主十分一銀 唯今迄は拾目に付一分宛運上之内一分御赦免之事

一、浦々賣酒口錢之事 唯今迄は酒一升に付一分宛運上候得共向後五厘宛可令運上事

一、粧之事 浦々にて入札可仕事

一、浦々にて船作候時芝錢は如先規可令運上候但他浦より取寄申船道具六分一

御赦免之事

一、浦々商賣人他國にて切手なしに買物仕候儀御制度に候得共向後切手なしに買候て可令商賣、但御法度之物は各別之事

一、甲浦野根崎濱他國米買候て面々勝手能候ても近年御制度に候に付買申儀不罷成迷惑仕候由訴來候先年は右三ヶ浦にて他國米買申運上銀二貫五百目相立候得共今明兩年は無運上に他國米買申儀御免に付以來は以見合可申付事一、分一屋普請入目并屋舗年貢地主より相立候所も有之由向後は年貢御赦免普請入目可被遣事

一、浦々無縁寺竹釘相立候儀向後御赦免之事

- 一、浦々麥大豆自他國買申儀唯今迄は御制度に候得共向後水主共自用程は買可
申候但商賣に仕候儀令停止事
- 一、津呂港普請毎日申付迷惑仕候由訴來候向後は一日ませに可申付事
- 一、浦々船引酒之事下り船一艘に付二斗宛は口錢御赦免之事
- 一、御上下掛り水主質銀唯今迄日數三十五日に十三匁宛被下候得共向後は二十
一匁宛之算用を以可被下候事
- 一、浦鹽濱年貢之儀其年々の以見令鹽燒濱許り可令運上事
- 一、浦々諸材木口出し候船入分小割仕他國之商賣仕候儀唯今迄は御制度に候得
共向後御赦免被成候條木印を會所の奉行に見せ他國商賣可仕事
- 一、崎濱より甲浦迄諸職人他國へ働くに參候儀只今迄は御制度に候得共地下に働く
無之節は向後勝手次第可仕事
- 一、浦々大鋸役銀羽根吉良川同前に質銀の内十分一可運上云々
- 一、岸本水主屋敷近年高免申付迷惑仕由向後砂烟並に可申付事
- 一、浦々廻船に焼申薪并灯松唯今迄分一運上候得共向後御赦免之事
- 一、手結浦築屋敷年貢之儀小倉彌右衛門申渡候約束之通二ツ五分に可申付事
- 一、赤岡酒請之儀如先規地請に所之賣人に可申付事

寛文三年九月二十二日

第十五編 偉人の臨終及野中氏の末路

江戸四代將軍徳川家綱の寛文三年の初秋敝履を捨つるが如く、一國の政柄を反對派に譲り名を舊稱の傳右衛門に復し、香美郡中野の里に退隱せし大經世家も、運命の神には勝てず、是年十二月十五日急病を發して他界の人となり、之と共に渠の身は死屍に鞭打たれ渠の家は取潰されて不幸なる末路を見るに至り遂に一家斷絶の悲劇史を以て此幕を鎖すに至れり。乞ふ其顛末を記し偉人の爲め冤を雪がん。

第一章 偉人の臨終及家臣の殉死

閑居別人の如し――英雄無限の心緒――偉人の永眠――偉人に對する無稽の流説――

家臣古木重固の殉死

新に沐するものは必ず冠を彈き、新に浴するものは必ず衣を振ふ。安んぞ能く身の察々を以て、物の汝々を受くるを得んや。是れ實に中野退隱後に於ける野中兼山良繼の心事に非ずや。渠好んで楚辭を読み、其居を明夷軒と號して全く世俗の交友を絶ち門を鎖して讀書三昧に日を暮らし、偶々舊知の來り時勢の得失を論ずるあれ。

ば笑つて何事も應へず、殆んど舊時とは別人なるかの如き觀を呈せりとぞ。

苟も世の政治家が心血を濺いで立てたる政令國法を後繼者に依つて根本的に打破さることを面の方り見聞するに於ては如何に寛弘大度の君子人と雖も、内心快からざるは人情の然らしむる所なり。況んや兼山の如き性格を有する政治家の心情に於ておや、又况んや約三十年間心力の限りを盡して漸く美果を收めんとせる政治の基礎を轉覆され、時勢の日々に非なることを見るに於ておや。渠は退隱後何事も語らざりき、寸分の不平がましきことも漏らさざりき。是れ自信と意志の飽迄も堅く寸分も女々敷行爲なく極めて男らしき渠に於て正に然るべき所なりと雖も、片言双句も之を口に出さず色に現はさざりし丈け渠の心緒が如何にありしか知るべからず。而して退隱後に於ける渠は精神上に於て凡人の知らざる不快と忿憤の情を心中に藏し、又體軀の上に於ては極端なる繁劇の身より極端なる閑散の地に立ちたれば、大に其健康を害し、天なる哉、命なる哉。寛文三年十二月十五日、痼疾の痰喘を急發し永世不歸の床に伏するに至れり。越ゑて十七日高知城南潮江村

高見山に葬る。享年僅に四十有九、其公生涯の長かりし割合には其命は甚だ短かりき。法諱を惠照院宗覺日相と云ふ。

わかれ行く名残は露ものこらしそ連技の中をやわらげてすめ
の一首は渠の辭世なりと稱せらる。其卒去後四十有餘年を經、渠の遺子婉子其墓所を修めて石に野中傳右衛門良繼之墓なる十字を刻し、之を建て、祭祀を營み其靈を慰めたり。卷頭收むる所は即ち其碑なり。

す、而して其位置高知城を瞰下し且つ其構造の嚴重なりしを以て、是れ他日兼山叛を謀るの時據つて居城と爲すの計畫に出てたり云々、是等は曩に慶安四年本山に母を葬むる爲め歸全山を築きし時、兼山叛を謀り其采邑に城を築けりとの浮説を立てられしと同じく無稽の甚だしき者なり。猶又一説には曰く「兼山山田野地の開墾を終り其の就役吏員以下五百餘名に宴を賜ふや、何れも先國主長曾我部元親が徒に軍國の事に馳せ、斯斗り容易なる田地すら開拓せざることを嘲り、兼山の功業を讃嘆するや、遙か末坐にありし一人何等の挨拶もなく冷眼を以て兼山を笑祝せるあり、渠之を見咎め何故吾を嘲笑せるや、必ず仔細あらん具さに申立つべし」と責むるや、彼者徐ろに述べて曰く、某決して田地の開發を祝せざるに非ずと雖も、先君元親殿を誹謗せらるゝは其意を得ざる事なり。抑も元親公には小身より起り志を天下に掛け、一度は四國を併呑せられたる程の大武將なり。何んぞ鋤を取つて土堀子を學ぶの遑あらんやと畏憚する所なく述べければ、兼山始めの内は差しうつむき居りしが、何思ひけん打領けり。彼の田夫は孕石氏の百姓にして後ち野中氏の改替せられしは此等に兆候を發せり」云々、兼山の智謀と遠慮を備へ且つ天下の大局

と時勢の趨勢に明察なる政治家が斯る田夫野人の言に首肯し無謀の反を計らんとするが如き道理あるべしとは毛頭も信すべからず。加之當時渠の反対派は何とかして兼山に惡名を負はし之を動機として渠の政治を喜び、渠を慕ふ所の黨類までも除かんと焦心苦慮しつゝありたる際なりしかば、渠の死と共に斯る臆測無稽の卑説も、自然多く流布され其功業と徳望とを毀損せしめたるや必せり。

兼山の家臣に古檍次郎八重固と稱し當年十八歳の若侍ありけり。古檍八左衛門の次男にして兄理左衛門及弟與左衛門と共に父子悉く兼山の臣下にして忠烈衆に秀でたり。而して兼山の中野に於て卒するや當時渠の側に侍りて朝夕奉仕せし重固の悲嘆と落膽は假ふるに物なく忠烈義憲の好青年は如何に感激したりけん、人知れず深き決心を爲し、愈々十二月十七日を以て兼山の靈を送るの日となるや、一旦生家に歸り其母より小袖一領と杯一盞を乞ひ得て夫れとなく永別の意を寓して兼山の會葬に臨みたるが、其葬送の終るや豫ねて認め置ける一封を出して痴漢大九郎なるものに托し、之を同僚の伊藤才藏に致さしめ、然る後ち兼山の塁域より

一階を下りたる所に於て見事切腹して眠るが如く殉死を遂げたり。何んぞ夫れ悲愴壯烈の士に非ずや。其遺書を錄せんに左の如し

古横次郎八書置

臣小子尊主の恩澤を受くること深が故に、平日之志君に放れて一日も後におくれんことを願はざれども、此度葬祭の事役にも預ることなく始末の御奉公不仕已に其夜にも此志を遂げ候はゞ、唯愁嘆の擾にあはて仕たるかと衆人の嘲も候はんと存、一先御葬の執行を仕舞、今夜爰に自殺仕候。然るに殉死仕は本朝習俗の弊、君子の所惡と亡主平日嫌ひ玉ふ事なれども、御死前病中御側を不放、朝暮側に奉仕者とては、唯臣小子一人にて殊に御深志の忝さ何を以か是を報せん。何の顔ありて露命を生涯にとめんと存し、當君主の御意に違はんことをも不顧、唯偏に死しても亡主に従はんことを深くねがひ、愚鈍の者の淺ましさに非命の自殺如此に御座候、爰を以て當君の御にくみ淺からんことを憚り、此の罪責を晴さん爲、當時本朝盛禁の殉死仕たる申分に一筆をみだりに残し申候、此段他の儀にて不仕亡主の御恩を報ん爲、一命を殺し申候、陋慮被爲思召分候様にと存候て如此に候。

寛文三年十二月十六日

伊藤才藏殿

古横次郎八判

頓首恐々

第二章 偉人卒去後の追罪及諸子の配流

無道にも死屍を鞭つ——野中家取瀆の君命——餘黨の鎮壓と諸子の配流

兼山の卒去後十五日目には寛文四年の新春を迎へて、世は新政の寛容を喜んで只管泰平を謳ひ、人心も何となく浮き立ちて見ゆるも、獨り野中家ののみは一國の柱礎一家の主人たる兼山を喪ひ、最忠の家臣古横次郎八を殉死せしめて、悲嘆遺る瀬なく一族家臣涙にくれける間に、陽春三月の候を迎へ今日は上巳の佳節なりとて世間も大に賑ふ三月三日、同家に取りては何よりも大なる不幸降り来れり。即ち渠の反対派は殘忍酷薄にも殆んど論するに足らざる小事を數へ虚構の事實を羅列して死せる兼山を追罪し死屍を鞭打ち且つ一家取瀆領地沒收の嚴命を傳へ東西も分たぬ小兒赤子迄も配流するに至れり。其追罪の罪狀書に曰く

野中傳右衛門儀一國の御仕置一人に被任置候處、申付惡敷通聞届、仕置召上先づ隠居申付置、國中仕置方遂吟味候所、傳右衛門年來不届之所行絶言語候急度可申付候所、無程去冬令病死候故不及是非候就夫清七儀先左衛門佐(幡多郡宿毛安東氏)へ領け置候に付、傳右衛門科の條々申渡覺一私欲を專にし上を蔑にし傲を極め第一依怙を以て諸事取扱諸士上へ對し恨

を含み下民及困窮候事

一、我々父子の間用事の使仕節中にて申掠以其上恣に勤候事

一、一國の算用寛文元年の秋勘定差上候、水火の難をも可相濟、藏銀過分有之通申聞せ候、然所に今度改替之後遂吟味候所、數年の算用相滯申に付、諸算用並諸色引渡不能成、其上一國の金銀恣に仕散候、自然國中水火飢饉之難雖有之可相救、藏銀も無之、案外の仕合に候事

一、改替の砌、非をかざり過を不改剗我に非分申立候様に言を巧、他國迄も申觸才覺仕候事

一、金銀を貪り爲可達私用、近年他國を掛聊のものに至るまで商をさせ申に付我々惡名世上無隱事

一、一國の諸法度申渡候所緩にして聊の儀をも甚正し諸侍にも當座に耻を與へ其身は諸法度を守らず上方上下の節浦々より引船出させ、津々浦々に火を立てさせ、是式の儀に至迄、我々父子上下同然の非法に候、簡様の非儀不作法數々有之事

右の條々清七若輩者にて不存儀とは乍申、父科難逃、如此申付者也

兼山の平素を知り兼山の大功を認むるもの誰か一人として斯る罪科のあるべきを信するあらんや、然れども斯る非法の措置も君命もだし難き當時の社會は野中

家をして之に服従せざるを得ざらしめたり。此時家を繼いて國老職にありし清七葬繼（一名一明）は七十人扶持、兼山の正妻野中氏は百石、養母安東氏は二百石を給せられて玄蕃直繼妻女の里方たる國老安東左衛門佐節氏の領土幡多郡宿毛に配流され、同家に預けられたり。

兼山在職の時代は勿論其職を退きたる後と雖も、渠在世の當時に於ては深く畏怖の念を懷き、渠の一身一家に向つて一指も染むることを得ざりし反對派は、兼山の死を聞くや其墳土の未だ乾かざるに方り、牽強附會の罪状を具して死者を追罪し一族を配流するが如き卑怯殘忍の舉に出でたり。是論するまでもなく多年の屈抑と鬱憤を霽らし猶且つ渠の黨類と餘勢を抑へ新に政柄を握れる自派の勢威を示し新政令の施行を容易ならしめんとの眞意に出でたるや明なり。即ち當時猶兼山の政を慕ひ徳を稱するもの多くして其潜勢力甚だ大なりしかば、兼山の罪状を歎へて改替の理由を明白にすると共に新政に服せざる士を壓服するとは、彼等の爲に必要已を得ざるの手段たりしならんも去りとは餘りに慘酷なる措置ならずや。

或は予が曩に述べたるが如く幕府の干渉に依りて事茲に至りたる者なるやも計られず。そは兎も角とし野中氏の取潰は恰も幕府が領土を没収せし大名の城を受取る時の如く、小仕掛ながら兵員を移動し戒嚴令を布けり。斯く仰々敷備へ立てを爲したるは畢竟するに野中の黨類に異心を挾む者あるかの如く世に知らしめ、以て改易の理由を明にするの料に供したると共に、幾分か其黨派中反抗者を生ずるやも知れずと掛念したるものか。即ち市川半助及其部下をして清七葬繼の家を守らしめ且つ野中家の舊領本山に通ずる穴内口をば、由比九兵衛、不破甚衛門、蘇野口をば關勘八、志野喜兵衛、三谷口をば杉助左衛門、大庭又兵衛等をして守らしめ、高知城大手門内なる福岡孝序の家には中老若干人出張して何時にも兵を出し得るの準備を爲したりと云ふ。死せる兼山は一家取潰の爲め一國に戒嚴令を布かしめたり渠も亦偉大なる哉。

第三章 配所に於ける一門の悲慘

獄裡の生活四十年＝男子系の絶滅＝長男清七、次男欽大＝番四郎の學業、谷秦山の書面＝谷秦山の敬墓＝谷秦山の嫁女慰藉＝貞四郎及女子系

兼山の死屍は罪なくして追罪せられ渠の一族は思ひもよらぬ流罪に處せられたり。謫所幡多郡宿毛は國老山内左衛門佐節氏(伊賀男爵の祖)の領する所にして土佐の西南端に位し伊豫宇和島領に接せり。兼山の養母安東氏は左衛門佐節氏の叔母に方れるを以て名は幽閉と稱するも實は安樂の生活を送りたるならんと想像するものあらん。然ども兼山の一族が謫せられて以來二十有餘年を経たる後谷秦山重遠谷子爵の祖が兼山の叔子希四郎繼業を幡多に訪はんと欲し往いて見れば、彼一族は猶牢舎の中に在つて獄吏の監視を受けつゝありし爲め、遂に面會の機會を得ざりしと云ふに徵すれば、其待遇の如何に酷薄殘忍なりしかを知るに足るなり。嫡子が先人及祖先を祭るの文中不知道不知義者豈倚之の句あるに依るも、舊知親族に至るまで如何に冷酷なりしかを想像するに足る。野中氏一族が如此幽囚にあること實に四十年其間全く外人と之の交際を絶ち嫁婚妻帶を禁じて一門の斷絶を計れり。豈に人生悲痛の極みならずや。谷重遠が繼業(秦山集に繼善に作る)此方正當ならんに寄せて其窮居を哀みし詩に曰く

禦魑三十載、一室失東西、晝永犬常臥、花過禽不狎、乾坤三徑上、萬古寸心中、休問故山

夢斗魁連太空。

三百七十二

兼山の諸子は斯る悲惨の幽囚裡にあること寛文四年より元祿十六年に及び、此間に於て戸主清七葬繼(一名一明)先づ歿し、欽六及希四郎之に亞き、季子貞四郎の歿するに及んで同家の男子系一切斷絶するに至れり。於是女子初めて赦免に逢へり、即ち長男清七一明は幼時人質として江戸に成長し父兼山退隱の際歸國して家を繼ぎたるも翌寛文四年三月幡多郡宿毛に拘囚せられ、安東氏監視の下にあること十六年の後延寶六年六月年三十を以て歿し、仲子欽六明繼は十五歳の時長兄と共に閉門されて謫所にあること二十年、天和三年九月三十三歳を以て歿せり。叔子希四郎繼業は八歳より四十三歳に至る三十有五春秋を配所に過し元祿十一年二兄の跡を追ふて鬼籍に入れり。

希四郎幼にして學を好み文藻大に見るべきものあり、谷秦山重遠は彼より七八歳の年少なり、兼山を慕ふの結果其遺子を憐むと亦深く遙々宿毛に彼を訪ひたるもの

獄吏に沮まれて會ふことを得ず、僅に繼業の詩文を得て歸り長文の書を載して彼に贈る、全文二千餘字より成る、其一節に曰く

僕九歳讀小學書時先國老(兼山)歿既數年而聞胤子之在宿毛已私識之矣後稍交接士大夫而貴家故臣之出仕者往々與時浮沉問之而不肯對十五歲時宿毛童子來學干府僕爲之遊敵邂逅往來童不及知伯子仲子獨道高明叔季事頗詳五年前徙居秦山而隣民又有嘗廝養先國老于中野亦不識伯仲季惟細稱高明幼時岐嶷之狀往年從蹉跎轉遊宿毛也私心於是喜其遂初望之有日矣既至焉問其居則圓牆也訪其僕則獄吏也乃悵然大息泣然出涕曰吾得其爲人蓋十有七年而不能一見其面豈非命也歟尋得數詩而讀之既歎不墜家聲又悲窮困之久感慨歎歎欲言如麻無緣而默復二年干玆矣僕今年二十五歲然目昏耳聾殆如衰老之人素不受儕石之祿而頻觸罪案恐或一旦溘死弗能償宿心也以故不得已此效其愚展轉附託仰瀆高明意未必當於理只要呈似區々景戀之萬一爾覽畢火之云々(秦山集第十一卷)

業の歿せし時其妹婉女に與へたる悼惜の書は更に繼業の學識才能の大に優れたることを明にせり

令兄賢丈(繼業)德氣藹然、僕雖不接其顏範、讀其詩、玩其說、固知其德人君子矣。不幸溘先朝露、痛哉痛哉。賢弟妹傷感悲哀、不知何以勝堪。僕荷知愛有年、夙夜庶幾廢錮一除、同堂合席、有以呈白宿心、不意今日忽至披遺文、起龍門原上之嘆也。夫以先國老之德之功、而嗣息之卒於囚謫者、弗一二而足。此非常之理數、不可得而知者。豈莊周所謂人之君子、天之小人者耶。噫然近來河内守酒井主編日本名臣言行錄、載先國老傳而極其稱賞、俗間亦刊遺事以著其功業、則與人口碑、蓋不可磨焉。(中畧)伏願賢弟妹倍堅操執以俟陽復、僕之所不得於先令兄、其亦未絕於企望。正惟諒察、蒙謝祭文、恐懼罔措、一詩別錄云々(泰山集第十一卷)

即ち泰山は婉女を慰むる爲め右の文を贈つて弔意を表し、猶別に文を作つて繼業の靈を祭れり、其祭文に曰く

程朱之書來貢我朝歷年數百、知者寂寥。惟高山氏(兼山別號)實始開韶存養究理、井井有條。興學立師、森乎風標、天下道學、孰爭根苗。高山數子、叔子尤賢。讀書體道、釣深覈玄、朝諷夕吟、詩章雄妍、固一生、意氣廓然。高山之功金石可鐫、天乎難謀。報德是愆、伯仲早喪、君復歸泉、嗚呼哀哉。予之西遊干今十歲、回望猩犴、潛然出涕。偶拾瓊韻、紫雲相惠、面雖不識、心乃默契。意謂匣劍終當顯世、奈何一夕冥々解蛻、更悲獄吏點檢奸細、嗚呼

哀哉、有德有學無壽無子、東福之間誰究誰誅、誠辭寄哭、有酒斯旨。魂今來歸、受我非禮。嗚呼悲哉。尙享(泰山集第四十八卷)

* * * * *

季子貞四郎行繼は生れて僅に二年東西をも分たぬ嬰兒の儘一族に伴はれて謫客となり、蠻地に成育し幽門に長して拘囚の身にあると正に四十年、元祿十六年六月二十八日四十一歳を一期として逝けり。兼山の諸子中(男子六人中)顧一郎畏三郎早世し残る四名は前記の如く悲慘哀絶の生活を送りて幽門に客死し茲に野中家の男子系悉く滅亡せり。兼山の諸子中女子側に於て宿毛に幽閉されたるは三女寛、四女婉、五女將なり。長女順は早世、二女米は高木四郎左衛門に嫁せしも野中家貶謫の三年後即ち寛文七年一女を残し二十一歳を以て逝けり。三女寛は年七歳長兄と共に同じく宿毛に幽囚され謫所にあること四十年、野中氏の男子系悉く歿するに及び赦免に會ひしも彼女は其儘宿毛に留まり享保十四年十一月年七十二の高齢を以て逝けり。五女將は三歳にして幽囚され赦免後も寛女と同じく配所に留まり享保六年七月年六十を以て逝けり。四女婉子に就ては章を改め記する所あるべし。

第四章 偉人の化身たる婉子女史

婉女の學業 // 谷重遠の推賞 // 健婦勝大丈夫 // 一家の窮迫 // 飽迄も家名を威信
さを保つ // 婉女の祖廟祭祀 // 壮烈の文、家臣の祭祀 // 女傑の臨終野中氏の断絶
// 二百五十年後の餘榮

三百七十六

兼山の諸子中最も能く渠の風格を存し、遺鉢を享けて凜乎たる精神と嚴然たる意志を備へ、且つ學識文藻に富みたるもの四女婉子に及ぶものなし。彼女は寛文元年高知城下に生れ同四年、四歳の時長兄等と共に宿毛に幽閉せられ花の顔せを謫所の月に曝らすこと正に四十年、此間讀書研學を唯一の樂みとし家兄と共に書をして谷秦山に其説を聞き且つ詩歌文章に染み又醫術に通せり。元祿十四年彼女二十四歳の時赦免に會ふて高知城西朝倉に歸り再び天日を拜するを得たり。此時谷重遠大に喜び、彼女に贈りたる詩序は啻に名族を敬するの意に出てたるのみならず、亦以て婉女の風格を想見せしむるに足るものあるを以て之を錄せんに其序に曰く

野中夫人得赦、自宿毛至於朝倉、顧兄弟四人、皆以壯歲卒於謫處、兼山先生之胤竟泯焉。夫人英姿凜節、周旋縹囚、竭心孝友、覃思典墳者有年矣。邇日以零丁孤苦之餘、一旦

一律伏乞清覽（秦山集第四卷）

健婦勝
大丈夫

忽爾見天日、其悲喜交集之感、聞人且莫不流淚。而夫人應對君命、謝別故舊、布置委曲皆鑒々可記。至旅中歌詩亦情厚而不艷、所謂健婦果勝大丈夫者歟。今也提携大耋、擔負遺書、霜露跋涉就於新居。予雖非大家昔日之門客、竊不能無感於任安之義、因賦呈

に曰く

君恩許過朝倉里、桑梓相望水一方。父祖官勳星落々、弟兄墳墓艸茫茫。歸鄉族殄蔡郎女、踵業書成班令娘。手澤嘗聞蓬累至、定知金石叙文章。（同上）

是れ實に當時に於ける婉女の心情を盡せるものにして同じく秦山が婉女を評したる和野中夫人見贈の詩即ち

揮淚欲君筆、名卿種不空。詞源小町妙、經術大家風。如日鏡奩底、有天鐵固中。務應存顧果、明月出塵蒙。（秦山集第三卷）

と共に婉女を評して餘す所なしと謂ふべし。即ち彼女は端姿整然能く孤節を完ふし一世の女丈夫として女子の鑑となるは勿論、男子も愧死すべき偉烈を遺せり。

彼女は赦に會ふて朝倉に歸住するや、醫を常業とし好んで貧者の病を治し、偶々仕官のもの來るあれば障子を隔て脈所に糸を引きて診斷し面接することを避けたりとぞ。時人之を婉子の系脈と稱して甚だ名高かりしも利祿の念に薄き彼女は、醫に依つて財を得んとするにあらず、舊臣伊藤益右衛門をして自製の越鞠丸とふ賣藥を販賣せしめ僅に糊口の資に供せり。其家庭は常に赤貧洗ふが如し。藩主其不幸を哀みて八人扶持を下賜する旨の達示ありたる所、彼女は之を受くることを潔しとせず、固辭せんとせしも彼女の舊臣等より老母及び乳母を養ふが爲め切に拜受を強いたれば、彼女は其母と忠節なる乳母の爲め泣いて之を受けたりと。又或時藩主より舊臣某の所へ嫁せよと勧められたるも彼女は頑として之に應せずして曰く「妾は不幸にして落魄すと雖も、苟も前執政の女なり今更ら志を屈し身を辱かしめて舊臣の妻となり以て餌飽暖食を計らんや」と終身齒を染めず、眉を剃らず、振袖を着し所謂レヂ一姿を推し通し一生不犯を以て終り又身の攝生嚴なりしかば、其六十前後の年齢の時猶肌の色麗三十前後の婦人の如かりしとぞ。彼女は如此して兼山の尊嚴威信及品格を墜さざらんとし深く一家の斷絶を憤慨せしかば、多は家

居して外出することなし、偶々市府に往くの用ある時は、夜陰劍を帶びて潜行せりと、一日駕して高知に到る觀音堂の暇に於て時の國老山内監物の息子舍人なるものゝ騎馬にて來るに會ふ、駕夫驚いて之を堤傍に避けんとするや、彼女之を叱して曰く「妾は前執政野中良繼の娘なり、何の避くることかあらん」と避けしめずして往けり。此一事を見るも婉子の氣格と威容の一斑を窺ふに足るなり。

彼女は寶永五年祖先の祠堂を香美郡野地村に建て古檜重固以下舊忠臣を合せ祭りて祭田五反歩を寄付し、潮江高見の墓地にも兼山外數個の石碑を建てたり。蓋し是れ野中家は前陳の如く悉く斷絶したれば其生残りたる婉女の精神には責めては墓表神祠たりとも立派に遺し、以て野中氏の偉業功蹟を後世に傳へんとするにありたるや明なり。其苦節と苦衷とを察するに於ては、丈夫の心腸も爲めに寸斷さるゝの思なきを得ず、其祖先を祭る文に曰く

祖廟祭祀之文

謹奉告配所四十年、伯兄仲兄叔兄歿、季弟每語吾曰、先人所成之神主、吾命終垂可倚如何。若有野中氏族可倚、其時訴安東氏、吾對勿言、汝有幸而得赦子孫可有續祭祀。若天亡者無所遁、不知道不知義者、豈倚之。癸未六月二十有九日季弟死、其時老母、仰天臥地流涕曰、生無益可共死、吾對共死安然。季弟一世不幸、生不充五月遷配所、生平樊籠身今歿、共死有誰隱尸清死跡乎。又神主之事如何、暫期時而聽其命。天與吾生者、必不可得赦、然移他所而期其時、造祖廟矣。九月十有四日夜得赦、其時既爲訟、古臣行井口氏家則得志。井口氏通書、悅而老人三十里不遠來、旣去宿毛時、貧乏家欲共去者、女子三人及貧窮期不忘恩、誠可言有義矣。正運院雖處變、溫而順朴、直而寬、到卑女如自生子、家內者見正運院如父母慕之焉。乳母壯年之時、伯兄欲嫁之乳母垂淚不從、四十年不改、女子身居變不劣丈夫者也。我於朝倉聞扶助米事、吾流淚曰、豈受或人怒曰、有老母有乳母必莫辭。此時紛緼不得辭焉。時寶永五年戊子九月二十有二日、婉志之祖廟成就、使神主安置。向來古樞重矩者、土州香美郡之内住山田村重矩有家地東北之間、四方三間以價永代買求之。重矩自家當良、祖廟一間四面造營之。并祭田五反、賤女後、重矩子孫如今可爲祭事。九月十有一日、以強飯醇酒奠靈前、以伸野情。又古臣之者欲報勳功、特僧尼可使古樞子孫主。今日謹以強飯醇酒奠靈前、以伸野情。又古臣之者欲報勳功、而予不得志、忠誠之者左記並敢以告于鬼神。

思ふに婉女が四十年の久しき配所にあつて唯一の心願とせしは、祖廟の祭事を營み以て一族一門の苦節悲慘の状を祖宗に奉告せんとするにありたり。心情の溢るゝ所、熱血の濺く所、實に古今の名文となり、讀むものをして流涕禁せざらんとするも得べからざるなり。就中彼女の乳母が妙齡の年より遂に一生嫁せず、彼女と共に生を終りたることを記し、季弟病歿の状を記し其母を慰めし心情の如きは言はんとして云ふを得ざる熱誠と赤心横溢せり。猶彼女は同時に家臣中忠勇義烈の士を祭れり、今其一を錄せんに曰く

古樞與左衛門重矩

此者父者八左衛門有忠有義、其長理左衛門及變重君臣之義、不仕二君、其次子次郎八重固主君之會變哀死殉死實勇壯哉。舉世有爲殉死者、自本同日而不可語、可使鬼泣、代々忠臣於此使位。神主之右、古樞與左衛門重矩續父兄之志、事我如祖父、始見之我慮忠臣之爲家、而語祖廟事、曰吾自素無百錢之儲、先人愛所之有重器以之造祖廟、曰諸始終不懈一人司之成功予雖思祖先不倚重矩者如何成就之。古今多爲官祿仕者貧窮之時愛主君者、吾於古樞之家見之忠哉。

右の外井口長左衛門正康、伊藤益右衛門重教、井口段之助正基、近藤務右衛門安興、刈

屋喜兵衛、野村與三右衛門等皆夫々其勳功を記せる文あり。

古今烈女の龜鑑たり、女丈夫たる婉女は實に牢乎たる大決心を以て其終世の心願とせし祖先の祭祀と社殿建立の目的とを達して最早や思ひ遺す事なし。自是其日課としては只管學業を勵み靈精上の樂みを取るの外、人事の榮達と安樂とを望まんとするの心毛頭もなく、壯烈義憤遂に其若節を推し通して一生嫁せず、享保十三年十二月享年六十有六を以て眠るが如く逝く、高知城南潮江村高視山上先塋の側に葬る、於是野中氏は全く斷絶するに至れり噫。

婉女は學識深淵にして又詩文に秀て、其容姿端然として麗質玉の如く、才色兼備の女傑なりき。遺芳亦少なからず、安履亭、賁趾亭、柳陰亭等の雅號あり、有名なる臘夜の月、芦の下根等の作を始めとして詩歌漢文亦多矣。今其二三を附編中に收めて彼女の文藻が如何に秀麗なるかを知るの料に供せんとす。

噫野中氏は如斯して全く絶ゆるに至れり。噫人生悲痛の極みに非すや、然れども年

移り星變り世は幾變遷を爲せるにも拘らず、野中氏に對する後人の崇敬と感謝の念は古往今來少しも替る所なし。特に近年に至りて其功業と功勳とを説くもの大幅に増加し茲に土佐出身の先輩相謀り、兼山翁の爲め二百五十年祭典舉行の計畫あり翁の如きは當に死して餘榮の無窮に炳ちざる偉人と謂ふべし。後學の著者亦其主唱者として未班に列し、此著を出すに至りたるは甚だ光榮とする所也。

附

編(其一) 兼山主義とコルベーリズム

三百八十四

二大人豪併論の理由　二大人豪の時代的關係　二大人豪の主義及政策　二大人豪の性格及人物　二大人豪の財政經濟的施設　二大人豪の土木事業　二大人豪の産業保護　二大人豪文學上の功勞　二大人豪政治上の位置　二大人豪の末路　二大人豪歿後の世評

古今經濟家の主義政策の跡を探ぐるに其身を處せし時代と境遇とに依つて自ら異なるものあると共に亦符節を合するが如きものなしとせず。土佐の國宰野中兼山と佛國の大宰相ジヤン・パブチスト、コルペールとは僅に時代を同ふせしと云ふの外何等の關係あるなし、而かも予が茲に兩者を併論せんとするは實に是れ其境遇と時勢とに驅られて頗る酷似せる政策を施したる者あればなり。世既にコルペールが極端に遂行せし「マーカンタイル、システム」に「コルベーリズム」の名を冠するあり、予は將に兼山が極端に遂行せし保護政策と實踐躬行主義に冠するに兼山主義の名を以てせんとす。彼は當時歐洲經濟界の思潮を支配せし重商主義の極端なる代表者となり。此は當時漸く萌芽を發せし南學を大成して其實行側に於ける唯一の代表者となれり。此一事を以てするも兩者を共に研究するの趣味最も深きもんとす。

兼山は元和元年(西暦千六百十五年)を以て生れ、コルペールは西暦千六百十九年(元和五年)を以て生れて略ば時代を同ふせり。而して兼山が大戰亂後の餘弊を受けて、富國濟民の術に長じたる大經世家を要求したる日本就中財政窮乏國土荒廢の極に有りたる土藩の國宰となりて其財源を養ひ、其國庫を充實し且つ其國狀を整理する爲め、大手腕を奮ひたるが如く、コルペールも亦ルイ十四世の晩年、リセリュイ、

マザリン二相に次で、佛國の相位に上りたるが、當時ルイ十四世外は用武を是れ事とし内は國政の見るべきものなく、國帑虛耗、產業衰頽、財源涸渇の極にありて、民は治國平天下を思ひ、國は富國濟民の天才を有する政治家を要望すること大旱に雲霓を望むより急なるものありたり。乃ち彼は不世出の才氣を奮ひリセリュー、マザリン時代に於ては製造工業、商業貿易及航海殖民事業等の更に見るべきものなきを轉じて、一躍英國が三百年來の辛苦を以て漸く到達したる地位に進ましめんとせり。就中當時歐洲經濟界の大勢が富國強兵の一點張なりしことは、恰も我徳川氏初世に於けるものと相酷似せり。此の如く兼山とコルベールとは其出發點たる時勢と其身を處せし境遇に於て殆んど合致するものありたり。

* * * * *

富國濟民の使命を帶びて生れ出でたる二大政治家は、恰も言ひ合したるが如き主義を以て、各々其時代に適切なる財政々策を遂行せり。即ち兼山は極端なる保護干渉政策を以て只管當時の國情整理と財源涵養とを計り、唯是れ富國濟民の計を廻らしたれば、其企劃する所總て國家永遠の策ならざるはなかりき。而してコルベー

ルも亦極端なる保護干涉政策を以て、農商製造工業の進歩より外國貿易の發展を計り猶并せて土木事業を起して徹頭徹尾國家永遠の大策を立てたり。唯其異なる所は、前者は内國的にして土地及農業の改良并に拓殖開墾を主とし、後者は専ら對外的にして商業貿易の開發に重きを置けり。是れ兼山主義とコルベール主義の異點なるが、抑々斯る相異を生ぜし所以を探ぐるに、當時我にあつては漸く戦國の幕鎮されて茲に再び強固なる封建制度の布かれたる徳川氏の初世なりしも、彼にあつては戦亂の世納ると共に、封建制度倒れて經濟上世界的舞臺に入り、學者經世家の論ずる所及時勢の要求する所専ら外國貿易、殖民制度に重きを置きたる時代なりしかば、所謂「コルベーリズム」を生み出せり。然るに兼山が活動せし舞臺は前記の如く鎮國鎮封の制度喧しき國情にありて遂に對外的發展を爲すの餘地なかりしかば、同じく保護干涉政策にありながら、予が所謂兼山主義なるものを出現するに至れり。彼此對照して之を考ふれば大に趣味ある問題なり。

* * * * *

此二大政治家は主義政策の酷似せる外、其人物及性格に於て酷似せるものあり。兼

三百八十八

山は天資聰明にして其頭腦亦組織的なり。其性峻峭嚴烈一步の暇借をも與へず、亟往邁進の氣概と絶大の精力とを有し、實踐躬行は渠の政治經濟は勿論居常に於ても常に抱持せし所の主義なり。コルベールも亦驚くべき明敏の頭腦と不屈不撓の剛骨心とを有し、其精勵古今に絶し、其氣正に宇内を呑むの慨ありたり。其事業上に於ける辛辣敏腕の遣口は一舉一動共に兼山と酷似せり。思ふに兩者性格上に於ける合一は正に此二大政治家をして極端なる壓制保護の政策を取らしめたる基を爲せるものならん歟。

此二大政治家は立身出世の經歷及教育の順序を稍々同ふせるものあり。即ち兼山の父祖は皆名門なりと雖も、其生るゝや瘦浪人の子として生れ、諸國を流離したる末小倉少助に知られて、從叔父の家を繼ぎ、年二十二にして、國宰となれり。コルベールはライソ一商人の子にして、門地は低かりしも庫部財務官の書記となるに方り偶々宰相、ルデリエールに知られて、千六百四十九年議政官となり、之より累進して千六百六十一年フーケー職を退くに及んで財政の主權を握り千六百六十九年マザ

リンに代りて宰相となれり。于時年五十一歳、其一足飛と累進的是兩者の國情を異にせるものありし爲め、當然の事なりと雖も、兼山が不完全の教育を受けて執政となりたる後ち餘暇を以て且つ學び且つ行ひしが如く、コルベールも亦貧家の子として青年時代に於て普通の教育すら十分に受くるを得ず、況んや希臘羅馬の古文學に於ておや。於是彼は相位に上りたる五十一歳の時より、始めて拉丁語を學び馬車に乗るの間之を習修せりと。即ち兩者共に其大に學術に志せしは何れも顯要の位地に上りたる後にして、而も兼山は日本文學の大功勞者となり、コルベールは佛國文學の大保護者となれり。豈亦奇ならずや。

兼山は先づ國力の本源を養ふて財政の基礎を鞏固ならしむるの方針を取り、天然力を盡し、且つ人力を盡して殖產興業に資すると共に財政の整理と稅制の改良に意を用ひたり。即ち渠の治績に於て最も偉大なるものは經濟及財政上の施設なるが、猶商業貿易上の政策に於ても亦其の獨創に成るもの甚だ少なしとせず。現に輸出貿易制度の如き專賣法制定の如き其一例なり。コルベールも亦其治績の上に於

て最も異彩を放てるは財政及經濟上の施設なり。經濟學の泰斗とし「コルベーリズ」の大排斥者たるアダム・スミスは彼を評して曰く「佛王ルイ十四世の名相デヤン、パプチスト、コルベールは嚴正にして勉強衆に過ぎ智識細微に渡れる人なり。政府の財政を處理するに甚だ老練敏捷の人なり。之を要するに政府の歳出入を整理するに最も適當の才智を具備せし人なり云々。學說主義に於て正反對なるスミスにして此言あり。其財政的才能の非凡なりしや敢て論するまでもなき所なり。彼は租稅徵收の方法を改善し、收稅吏の不正收入を糺正し、且つ其徵收費用を減じて國庫の歲入を増加したるが如き、何んぞ夫れ其遺口酷似して共に財政的智識又官吏の收賄は勿論人民より酒肉の馳走を受くることすら禁せり。猶木材移出稅を以て國庫の充實を計りたるが如き、何んぞ夫れ其遣口酷似して共に財政的智識に富みたるや。兼山が養父直繼及小倉少助の財政方針の一部分を襲取し、之に獨創の見を加へて財政經濟上の大策を立てたるが如く、コルベールも亦前相リシリューの政治宗を奉し、之に自己獨創の見を加へて専ら財政の整理經濟の發展を期せり。惟ふに此二大政治家が同じく財政經濟及殖產興業上の大事業に重きを置きせり。

たるは、蓋し當時の國情時勢の要求に迫まられたるに由るや必せり。

此二大政治家は財政上の施設よりも殖產興業及運輸交通の爲め、廣大無邊の土木事業を起し、三百年後の今日迄偉功を垂れたり。今兩者の方針を見るに兼山は其經濟政策の主として内國的たるの已むを得ざりし地位にありし爲め、其土木事業も専ら灌溉、溝渠、開墾、拓殖に傾きたりと雖も、猶運河の疏通、港灣の修築に及びたり。コルベールは之に反して其政策主として對外貿易にありたれば、其土木事業は大運河大築港を専らとせしも、猶道路の修繕、新路の開鑿等内地産業の發達を期せる者少なしとせず。今其重なる土木事業を掲げんに、地中海を太西洋に通せしめたる「ラングドック」運河はコルベール土木事業の最も大なるものなるが、彼は之に次で「ボルガンドー」の運河開通の計畫を立て、又「ロシフォール」港を新に鑿ち「ブレスト」港を改良して之を宏大にし、且つ「ブレスト」「ブーロン」「ハーブル」「ドンカルク」に海軍造兵局を建造し、貿易保護の目的を以て海軍を擴張し、佛國をして世界の海上に威を奮はしめたり。加之彼は「マルセイユ」及「ドンカルク」港の設備を完全にすると共に之を

自由港として世界の船舶を吸引するの大策を立てたるの外、内地縦横に通ずる道路を改修新開したこと、恰も兼山が溝渠河川を縦横に疏し灌漑の便を計りたるが如し。而して兼山に至つては延長流域數里に亘る河川を新鑿すること數流以て灌漑と舟楫の便に供し、單に灌漑を目的とする溝渠を疏すこと二十有餘流、其總延長三十餘里に亘り其爲め堰閘を築くこと三十有餘ヶ所、之に依つて灌漑の便を得たる田畠數萬石、新田を開くこと數千町歩に上り且つ交通の爲めに新鑿及改良を加へたる港灣には津呂、室津、手結、浦戸、柏島の五港あり。何んぞ夫れ土木事業の爲めに畢生の力を用ゐたることの兩者共に相酷似せるや。

此二大政治家は強壓干涉の政策を取りたると共に、又保護獎勵到らざるなし。兼山が勤儉省儲奢侈矯正と共に力を極めて殖產興業の爲め、人民を督勵し政府亦進んで其衝に當り、或は賞金を與へ、或は種苗を配ち、或は租稅を免する等直接間接新事業を植ゆるに熱中せしことは既述の如くなるが、コルベールも亦同じく商業貿易及殖民事業の發展を計り種々なる保護を與へて到らざるなかりき、夫の東西印度

の二會社即ちレヴァント及ノルス會社を起して專賣權を與へたるが如き、總て是れ保護主義を極端に推弘せしものなり。又貴族の商業に從事することを賤視する風を矯め、決して其尊位を辱かしむるものに非らずとなし、其商業從事を獎勵したるが如き、蓋し當時にありては非常の卓見と云はざるを得ず。

此二大政治家は文學上に功績を同ふせり。即ち兼山は南學の大成者となり、又支那朝鮮より學藝を輸入して日本全國の文教に大なる貢献を垂れたるが、コルベール亦佛國文學技藝の大保護者として「アカデミー、アンスクリプション、エベル、レトル」及「アカデミー、デ、シエンス」と稱する二ヶの大學會を興し、永く文名を佛國否な世界に垂れたり。又兼山は教育の普及と共に教化風教に力を用ひ、財力發展の根底を養ひ人心の開拓に盡したるが、コルベールも亦佛國の道徳智見及物質的材料を開展して國利増進の基に供せんとせり。何ぞ夫れ其施設の相似たるや。

兼山は執政となるや一切の國政を同列に諧らす、斷々乎として獨斷以て之を裁決

し、其の聲望は同列を凌ぎ、政治、經濟、法制、外交、軍事、教育、島治等一切の事を掌理せり。コルベールも亦無類の獨裁政治家にして其の國務卿に任する八年前より既に海軍、貿易、殖民、財政、宮内及巴里府政を始めフランス島オルレアン政治等各部局の政柄を握り、政府の主腦者たりしと云へば、其相位に上りたる後ち全く群議を排して獨裁政治を施したること兼山と選ぶ所なし。而して兼山が絶倫の大才を振つて蓋世の偉業を爲したるは實に二十二歳より四十九歳に亘る約二十七年間(寛永十三年西暦千六百三十六年より寛文三年西暦千六百六十三年に至る)なり。コルベールが大に其驥足を延ばし其所信を斷々乎として行ひたるは彼が財政權を握りたる四十三歳の年より身を終りし六十五歳に亘る二十三年間(西暦千六百六十一年我寛文元年即ち兼山退職前々年より千六百八十三年我天和三年に至る)なり。此の如く長年月の間一國の政柄を掌握して赫々の威を振ひ全く他の容喙を許さざりし聲望と大勢力とを有せしものは多く其例を見ざる也。

* * * * *

文元年頃を以て勢力絶頂の時とし同三年七月には同列の彈劾を受けて退隱の已を得ざるに至れり。越えて同年十二月渠の卒するや翌年追罪せられて其眷屬は幽閉せられ家門は取潰されたり。兼山の末路夫れ此の如く悲惨なり。而してコルベールに於ても亦大に酷似せるものあり。即ち其晩年に方り權勢の益々加はり又保護干渉政策の極端に馳せ、爲めに餘弊を生ずるに至るや、其反動として極端なる自由放任説沛然とし起り、力を極めて彼の政策を攻撃せり。加之佛王ルイ亦後ちには彼の大勳功を忘れ却つて冷遇するに至り、内外攻撃の焼點となりたれば、剛毅不拔の大政治家も大に不快の念と忿懣の情に堪えず、之が爲め其健康を害し遂に千六百八十三年齡六十五歳を以て歿せり。其死に臨み感情に馳せたる一部の國民は屍を得て寸断せんとするありたれば、夜に乗じて葬儀を營みたりと傳へらる、是れより自由放任説次第に勢力を得て、佛國の政治經濟政策に大變革を來せること兼山の退隱後、自由制度の施行せられたると酷似せるものあり、即ち其末路に於て兩雄共にいとも哀れなる歴史を殘せり。加之後世の人が右兩雄を評するに方つても亦稍々同一の傾向を呈せり

後世の史家及經濟學者往々にしてコルベールの政治經濟政策を徹頭徹尾排撃して三文の價值なしと爲すあり。甚しきは其人物を評するに方つて私曲偏倚の姦臣視するあり。然れども是れ未だ彼の身を處せし時代と佛國當時の國情とを明にせざる偏見にして、其人物に至つては獨斷專横に流れたりと雖も、其心事の公明正大にして私心なく、國家即ちコルベール、コルベール即ち國家なりと評し得ること恰も兼山が事業を愛するの極、事業即ち兼山、兼山即ち事業なりと評せらるゝと正に符節を合するが如きものありたり。又コルベールが世より誤解せらるゝが如く兼山も往々にして無法極端なる壓制家と誤解せられ甚しきに至つては叛逆の陰謀ありたりとの說さへ傳へられたり。英雄の心事豈に群小輩の測度し得べき所ならんや。予は兩雄が遂行せし財政整理、農商工業の獎勵、交通運輸、開墾拓殖等苟も利用厚生の爲め起せし諸事業が總て國家永遠の利益を土臺として施設せられ、此間一點の私利私益の爲めにせしもの非ざるを見るに方つて、多大の敬意を拂はざるを得ず。歐洲と日本、佛國と土佐、コルベールと兼山、其間に於て僅に時代を同ふせしても亦一世に卓越せる頭腦を有せしものと謂つべし。

云ふ外、何等の關係なし。而も予が茲に兩雄の比較論を爲したるは蓋し是れ其政策主義、境遇、位置、經路及末路を同ふせるものあればなり。論じて茲に至らば兼山の如きは、啻に幕政時代に於ける我國の大經世家たりしのみならず、世界の政治家としても亦一世に卓越せる頭腦を有せしものと謂つべし。

附編(其二) 明夷軒及安履亭遺稿

室戸港記　戸の下根　おぼる夜の月　祭桑山谷先生文　安履亭女史の詩歌

一、土佐國室戸港記

野中兼山自撰

本編は寛文元年三月二十八日室戸港開鑿の終りし後、兼山自身に撰して碑に刻みたる者也。此碑亡びてなきは甚だ惜むべきことなり。今は此文を刻せる代碑あり。

坎者地中容天氣之象而天一之謂也。天運不已、故水流不窮。包絡天地間、無物不有。人不能一日因之不生、而或嬰害。昔者聖人取象於卦澳以來、茫焉際天地、則船之。浩然赴壑、則梁之。隨其宜、不嬰其害矣。然土州安藝郡室戸也者、海南之絶際而突出杳溟之中、崕嶽翠嶂、磧岩磊々、波瀾常騰湧、潮汐之迅激、亦有如巫峽。若乃倏然風怒浪駭、盤渦谷轉、陵濤山頽。當此時、往來舟船、決帆擢檣、無由進退。矧西去浦戸港十八里、北去甲浦港十二里、其間無可泊之港。而或駕其湍急、投南極外、或遇其怒濤葬於魚腹中。故恐其巖險、名此地謂御前、惟難舟楫之利濟不通。而無泊港、則不免覆流之害。人民鬱憊大息、殆如過鬼門關。粵我本州賢君四品拾遺藤原忠義公、惻然哀愍之。念成港以救嬰害者、蓋有年矣。及慶安中令相此地形勢、而此濱此山、連東南過正午西自水涯而南去九十步許。崇岩分列、而波水亦

穩靜也。岩間疊石以填補之、可以禦西風。幸有釣舟出入之澳、尤宜爲港之處也。考其功程、石地險巖、而無寸土無細砂。所以勞費大、事功難、雖然慮至。或功行成就、以海底無細砂磧涯无泥土、却後日無壅塞之患。乃試功決成、而爲圖書以請諸東朝、既得允、爰令安積幸長衣斐勝光、野村成正任責、因奉命督井上康重工者江口延光相與圖之。澳父告曰可爲港口之處、有三峻岩。鰯嵐長十二步、橫七步、高七尺。斧嵐長五步、橫二步半、高八尺。鬼牙嵐長四步、橫三步、高七尺餘。大概以破舟名之。從前舟航摧敗之害、專在於此。假令此湊成就此三嵐不除、則後日之害、猶不減于前日。然三嵐距水涯百二十步餘、而無堤塞可支撑之石。嵐又恐洪濤急忽壞之而未能決、乃按於張扇有樞要而衆勢歸之象、以爲其兩端支水涯而衆勢歸之象、可以堪洪濤。遂議而巨木細木、縱橫交叉、如張扇爲外桿。巨木數萬如立櫛爲複道百二十步、別築防堤阻港中、役夫數千手持瓶交運于堤內、港中洩水、而以大鐵槌及大鑿穿石地磊砢、造於藏泊舟船之灣港。港中已卑、量可放容堤外積水、使待潮退時而拂外桿。土木與俱、次決港中堤放積潮於內。其聲如雷、瞬隙間、恰如原野三嵐悉見。驪噪持鐵槌大鑿畚鎤、雲集。暫時工役成、却入地下三尺。港中潮退時、深八尺餘。更開溝澗、以爲他

日暴雨行潦壅塞港中之備(東西長二百步餘廣二步深一步)總用工役三十六萬五千有餘費黃金一千百九十兩始事於寃文辛丑正月十又六日告成於三月二十有八日矣向非選入材深事機應人心未能得速功如此也於是人民歡抃晝夜雜遝聲相聞且嘉其港出入之宜作里謠又賀賢君之仁愛祝曰使永受祿於天萬壽無疆無盡子孫繩々不絕此役也非啻除國民之害南海往來之客船永得免害矣。

嗟夫自陰陽動靜天地已開有此海未有此港也自今而推諸太古有舟楫之始而覆溺干此者不知其幾何人矣自今而引諸天地大敞之後而免覆溺之害者亦不知其幾何人矣甚矣賢君之所以勞其民所以逸其民皆得其道也昔人有言天地之雷電草木人不能爲之人之陶冶舟車天地亦不能爲之於是見人事之功用有可以補助他工之不及者湊湊之利視陶冶舟車尤爲不動而及物一成而永賴亘萬世而上有助於聖人起舟楫之利也若夫疏國內處々新大澗灌山原郊野而開墾田疇三十邑(俗曰三萬石餘)以興廢民間之士繼古家之絕矣如鏡野山田之大澗其中之大者也又鑿高岡弘岡中村之大澗而爲衆民之助決中野日出野之二川而爲運漕之便其間散財物勞人工或劈山獄摧岩石其施爲豈細故哉抑興廢繼絕興盡力于溝洫者近世之所未聞焉因并書其事而明賢君之政

事不局於此也是歲秋七月望日謹記。

甲 銘

四方定巾 在首持女 無貳無慮 帝繼莅女

一二蘆の下根

野中婉子作

本編は兼山の遺子嫡子女史が享保六年卯月中旬物せしものにて彼女六十一歳の時の作なるべしと竹屋清孝大人は註せり原本には芦の下癡さあるも下根に正す。假名文字にて意の了解に難澁なる所を眞字に直したり。

近き頃は年の加はりたる驗にや物事およすけ給ひぬればこうやうの事もお思しあきまふべし萬におとなしく見參らせ候程に御覽じとむる節々もやと猥にやまと唐の文の内かたはし見及び聞覺えたる事共書き付け侍りぬ。
一凡その子の中に師をもて文を學び身を修むる道を習はしむるもあれど女はいとけなきより深窓に養はれて人にまみゆる事もなければ自から道の教も疎く幾程ながらで他の家にゆき夫に順ふるものなれば親の元に留まり居る事も暫時の内ぞかし萬づに心を添へられんこそいと目出度からむ。

一、人は心にて侍る、如何に姿美しくなほ世に勝れる共心定まらずうつゝとも解か
ぬ様にては徒事にて候。定かなる心を本とし假初にも仇なる事有可らず、彼の雨
夜の品さだめにも心修まりたらん人をころ家とうじとも定めて誠のよるべと
もし侍るべけれど、吳々書かれたれば只正直に道理を知りたらんより外は何事
か侍るべき、扱萬づの事如何程も柔かになよやかに、なかよく侍る事にや、假初の
言の葉にも、さがなき事を云はず。物言少なくし給ふべし。惣して男も女も人の心
は外に見えぬものにて侍れば言葉と行ひにて知ることにて候ぞや、能々慎み
給ふべし。

一、女に三從の道あり、幼けなくしては親に従ひ、人となりて夫に従ひ、老いては子に
従ふものなれば、我身を立てぬ事と古しへの聖たちも給ひ置かれしと承る、他の
家を我家とし、夫を天にもたとへ又君にも譬侍る故に仰き敬ひて従ひ仕ふまつ
る事、女の道なり。男は外を勤め、女は内を修むる是天地陰陽の自然の道なり。女は
内の事を司とりて外の事には聊かも預る可らず。内外男女の別ちを慎むべし。物
事獨り我心の儘にす可からず、一生身を終ふる迄夫に従ひ背く可らず、爾かれ
給ふべし。

ば夫の心を只管にとりうかめ、愛になれ、親みを求む可からず、我操正しく一筋に
誠を本とし、たがひ給ふ可からず、忠臣は二君に仕へず、貞女は二人の夫にまみへ
ずとかや、女の操を立つるは忠臣の節を守るに同じ、唐の曹文叔が妻令女は父母
の命に背きて耳を切り、王氏が妻は夷國へ捕らはれて夫の爲に命を喪ふ。我朝に
も此類多し、貞心の守は女の道なりと皆人事に知る所なれども、身によく爲す事
はいと安からぬ業ぞかし。清少納言が耻かしき物は夫の心のうちと云へる、誠に
夫に向ひて常に耻思ふ心あらば自から身の勤も正しくこそ侍らめ。
一、舅姑に仕ふる事我家に有りし時、父母に仕ふまつるが如く女は一度人の家に行
きては夫の父母を我父母とする故に孝養の道朝夕に怠る可らず、悉く仰に隨ひ
て志を盡すべし。

一、我里に心をよせて夫の家を疎略にす可らず、惣して家々によりて其品變るもの
なり。必ずしも其家の定めを守りて、背き給ふ事有る可らず。我里のみ引きて夫の
家の事を惡し様に思ひ言葉にも出すは婦人の道に非ず、又假初に人に向ひても
我里の方の事のみ能様に云ふは片腹痛く聞きにくきものにて侍る也。能々心得

給ふべし。

一、第一嫉妬の心を慎み給ふべし、古しへの聖の宣ひし女に七ツの捨てらるゝ道の一ツなり、たしなみ給ふべきは此道也。されば妬の心より夫に従ふ道をも失ひ、閨門の内騒がしく遂には夫に疎み厭はれ、歸りては父母の耻を出しあらはす媒となれり。我國にも皇后を立て給ふ外に女御更衣のあまたおはします、唐の法に天子十二人、諸侯は九人、卿大夫は三人、士は二人の婦女を置とかや、是は聊かも色を好み艶にひかるゝには非ず、世繼の多からむ爲めぞかし、庶人に到りてころ一夫一妻の者なれども子なき時はおもひものとて置く事有誠に人の妻たらんものは夫の爲めに女をもとめ、すべて世繼の絶ざらむことを願ふこそ道ならめ、我一女の愛を求める爲め却て他をそしり妬みあるは淺ましく恥かしき事ならずや、一、酒宴遊びやうの事は人のなべて好むことなれども、餘り酒に耽り遊に長するは男すら善からぬ事にて侍るなり。况して女の身には一人に慎み給ふべし、是よりして志も勤むる業も怠りて何時となく禮も亂るゝものにて候高きも卑しきも上下の分際は別ち有べき事に侍る、且つ夫の爲め舅姑の御遊ならば斯る興も催にて侍るなり。

一人を召使はれんには老たるを哀み、幼きをなつけ、萬づ仁愛の心を本とし給ふべし。如何に生質賢しき才智有とも口善惡なく人を欺き誹るものを近づけ給ふ可らず。斯る者は必ずしも誠少なく言葉かしまし、心はしたなるもの也。我こそあらめと思ふよりして友垣の交悪しく主君の事も我心にかなはざれば譴りなし、心にあふ時は色めかしく馴親むものなり。又生質鈍くして志從順なるもの有ば情をかけて身の助けとも爲し給へ、才能はなくとも斯るものは誠深く主君の仰を守るもの也。其外は色好める女、盜心ある者、しようぶ事する者、此等の類ひは強ちに召仕ひ給ふ可らず、後の災となるもの也。何につけても心短きは善からぬものにて侍る、假令心にさはる事有ともいろめき言葉に顯はして怒り給ふ可らず、女のはら立てたる顔は姿かたちの勝れたるもいと、見にくきものにて候、朝夕仕へ侍るも

の迄も恐れ苦しみて他所まで名の立つ端にて侍る也彼の庭の訓とかや云へる文に只御身近く召仕はるゝ人のみ聞きて候はん事が世に漏聞し候はんすると思し召候へよそはもつき人のものを申沙汰することは候はぬ事にてかと四條の局の書給ひしは實にさる事とこそ覺へ侍れ。

一、古へ婦人子を娠ては朝夕の起伏も身もちみだりならず假初にも正しきもの見聞きて露も邪なる事にふれざれば生める子も容儀正しく才人に勝ると也。扱おち乳母のかしづきを選びその人柄を用ゆると云へり。唐國の孟母は三たび其隣を擇びて家を移せり。又周の太任は王季に仕へ給ひて正しきさだかなる徳のまします故閨室のうちを修め、君のたすけとなり給へり。御子をはらみ給ひても胎内の教正しかりしかば終に聖の文王を生み給ひ周の世盛にて目出度治まれば百とせ迄傳はり侍るとかや。是末の世迄も婦女の鑑として唐の文にも見へたり。思ひ居る儘に雁の玉章書きつらね、芦のしたねの長々しくつゝげ侍りぬ、いとをこがましく書きぬ事こそおほく侍らめ。

書きつむる世々の古る事仰ふぎ見よそふる言葉はなにならずとも

辛丑の歳卯月中旬

三、おぼろ夜の月

野中婉子作

本編は婉子女史が同家の親戚衣斐氏の娘が太田某の後妻となりて嫁げる時書き送りたるものにして全文人妻たるものゝ正に心得べき女訓なり、假名のみにて讀づらき所を幾分眞字に直せり

一、世の中いろくと移り行事を聞傳へ侍る、我徒然の折柄、柴の庵のうちにて、うこはかとなく善惡の物語を聞いて理をつめ工夫して見侍るに、男子のよし悪き事、親子君臣の挨拶、夫婦兄弟朋友の交り、不殘聖の仰せおかれし御言の葉、又は常々の御身持、日々の變り行につけて詳しく書物にあり、女子の教も聖女賢女烈女其外種々おろかの筆に盡し難き所も夥多ありと雖も夫を吾人心にかけ道理を合點し論をつめ吾が身の心から工夫せし人はなく、今時の風は髪の結様びんのつけ様又は衣類の模様、是れより外によき事はなしと思ひ給ふは淺ましき哉、いたましき哉、其古へ唐の教精しと雖も是は賢女風はおそろしなぞゝ厭ふ人あるべし、和國の習はし最優しく殊に吉田兼好とやらんが徒然草又は紫式部が作りし源

氏物語是に雨夜のしなさだめの中にもいとはぢかはしく又優しく女のつたなきを譏り善きをば上の品と褒めてあり、然れ共今時はなにとやらん歌書を戀の仲介と心得、若し見る人のあれば風儀あしゝ夫は用様のあしき故也。人参ほど命つなぐ者はなけれども用ゐ間敷折柄、用ゆればあしゝ、人参のとがに非す、用ゆる人にあり、萬づ世の中の事善惡共傳へ聞きては工夫すべし、天地の内何か義理を免るゝ者あらんや、克く考へ工夫すれば流石天性備はりし故、誰にても外より來る事に非す、成程中庸の理にあたるべし、愚かの身ながら露のゆかり故人に笑はれ給はぬ様にとあまりいたはしく思ひ書送りぬ、必人に見せ給ふべからず。

一、此度何某とやらんの方へ行給ふ由、成程慎み給ふべし、我身は幼なきころより配流の罪に沈みし身なれば萬の事いざ知す、此時分爰許へ來り世間のはなし聞待るにも取り分け夫婦の挨拶につたなき事いと多く側にて聞にくき事のみ待る、夫れに付萬に一つも若し平生の身持様の便にやならんと書送待るぞかし。

一、夫と云ふものは義理に於てあなづりからしめるものにあらず、天の如くかくある故、隨時尊とみりちきに、かけ日なたなき様に、ありていに心を持つべし、我れに

情け深き時は機嫌好うらゝかに仕へ、又情け薄きと思ふと、皆人々顔くせ悪しき由傳へ聞ぬ、夫れはさもしき事ぞかし、腰元や遊女體の身持ならん。侍の子たる者は、夫婦は一體の身なれば夫の耻は妻の耻、妻の耻は夫の耻ぞかし、互に悪しき事あらば、人や聞んと大切に思ふ可事なるに、夫の悪しき事を聞たてんとするは恶心也、女は地にたとへし者なれば、天に隨はぬ地はなし、其道理を考へ、夫われに情なく當り給ふとも、又は優しくとも、義理を亂し給ふべからず、其恩愛の意を深く色に染む可らず、又ひたすら夫の爲めよき様に、家の事を計らひ、下末のものまでも優しく當り給ふべし、夫れとも表向輕薄にだまし給ふ可らず、如何なる愚の者も人の上は能知るものなり、下末はつたなく悪しき事を云ひ、はしたなき事のみ多し、許し給ふべし、此心得すれば自ら家來も我に心打解けて悪しき事はなし。

一、第一夫に善からぬ事を云付け恨み給ふべからず、親子さへふだん住とも、互に心に叶ふ事計はなし、况んや他人の寄合なれば也、然れ共夫婦の挨拶は心安きよし、左有故云ひ間敷事を云ひ、恨出來るならん、去ながら二葉の松の雲にろふまでと思ふ挨拶も堪忍せねばならぬ者ぞかし、人の家に行き我家と爲す事なれば、固よ

り苦勞あるべし、必ずく何處に有とても、我思ふ様なる事計はなし、何事につけても、父母親類中のおもはくあれば、爰を耻と思ひ給ふべし、父母は過にし身と思ふべからず、鬼神となりて天津御空に明かに御存知なり、子の善きは嬉しく思召悪きはつらく、鬼神も安じ給はず、茲を合點あらば、愈々萬づ心を無欲に持ち給ふべし、貪る心より惡しき事起る也、とりわけ欲の中にも色欲淫欲程身を亡ぼすものなし、爰より嫉妬出て来る也。

一、じうとめ挨拶色々世間に、聞にくき事多きぞかし、如何様に叱り給ふとも、天より與へ給ひし今の母なれば、とこう云はずに、あやまる風情してあるべし、されば云ひやむ事もあるべし。

一、第一向ふに子供ある由、他人の子とても幼けなきは可愛かわゆし、殊に况んや偕老と思ふ夫の子誰に有とても皆いとほしき夫の子なれば、何せに憎むべき理なし、爰をよく分別して、心をつけいとほしみ深く育て給ふ可、表向の輕薄は化の見ゆる者ぞかし、本をよくく合點して、かはゆがり給ふべし人々我腹に生れたる子を取たてんと、爰につたなき心有、前よりある子を大切にさへすれば、我子は天の守有

て我が力つけずして仕合よしけつく我子をかはゆがり、まゝ子を憎み給はゞ、天の責を受くべし、繼子をほん母の心になりて見る時は、さぞくかはゆく思ひ給ふらんと、工夫すべし。

一家來のつかはれもの寄合いせい咄しに、誰は旦那様の御氣に入、彼は奥様のよりは御寵愛深く個様に被仰しなど、扱てく片腹痛く聞にくし、假令おの子の事なれば、戯に如何様の事を云ふにもせよ、如何なる愚の人なりとも、我妻と賤しき使はれ者と代ゆべきや、夫を誠と思ふは愚の事ぞかし、清少納言枕の草紙に書しにも、女の身にてもいとじんじようなる其人からの人なじみ云ふは聞よし、拙なきものゝ色々狎々敷云は口惜し、況して男子のえもん引つくりひ、氣高き人を我ものがましく下末の狎々しく云ふは聞にくしといはれしづかし、其あるじ聞給はゞ、さぞやと思ひ給ふらん、然れ共せんしようばなしする傍らにて聞てはいと口惜し、其様なる話しいひかけば、にこにこと笑ひ必々聞べからず、それよりして家を亂す也、詩經にも、家の亂れ外より亂るゝにあらず、女の舌より亂ると有憤み給ふべし、田夫迄も存せし事ながら、少にても行ひのたよりにやならんと、俗文に

書て送る也、もし腹たち給ふ事あらば、此書を見給ふべし、必人に見せ給ふべからず、萬に心をくばり堪忍し給ふべし。

一、此度行給ふ所先妻ありしよし、さらば前の内證の事善惡語るとも、とこう云ふべからず、侍は片身互ひ必口開く可らず、今を譏らんとて前を褒むる者も有、又今をほめんとて、前をそしり、いぢはるく悪く云ふも有、此二色過し事に非ず、よくく分別して思ふべし、我身を外のものになして評判して見るべし、朝夕に道理を考へ給ふ時は天神地神も哀れと思し召し、守り給ふ故に夫婦の挨拶よく、比翼連理の思ひにて子孫榮え給ふべし、獨心のうちなりとも耻思ふべし、油斷あるべからず、慎み給へく。

五月やみあやめも分ぬ道筋を尋ねて歩め臘夜の月

四、祭秦山谷先生文

野中婉子作

嗚呼昔我與先生邂逅相遇岡本氏家始聽大學先生志豪力雄默識鈞深窮微洞暢古今萬里無不通明予雖無交舊情予叔兄密隔萬里有師弟親仍茲予又均骨肉慕先生雖然

世間恐姦久不通欵文今年六月先生有受赦予悅之甚九月行岡本家有祭神然則見先生予舊來欲解疑文嗚呼哀哉七月二日聞訃何痛加之先生之死爲可恨庶英靈兮其來受予非禮哀哉尙饗

有名なる祭祖廟文は第十五編第四章に掲載せり

五、安履亭(子)女史の詩歌

○朝倉書懷

朝倉三月暮山綠野花稠草舍乖春地柴門閨日幽弟兄汎淚眼父母在心頭空去高官念
恰伴小蝶遊

○歲旦

三陽無跡一天春人物自然共歲新寒暖不齊村落裏庭梅未受發生仁

○呈安田道立良醫

風輕日暖暮春天處々繁花眼底聯寄語爾來文會少別離尙恨道三千

○奉謝景福禪師一物垂慈愛

附編 明夷軒及安履亭の遺稿

雲海沈々點異光、妙香靉靆到朝食、佛緣未絕窮途客、智覺無心座雪霜。

○古臣の末とて最とせちに賤の伏屋を

とふらひ給ふ餘り嬉く懷かしくて

いそのかみ古き昔のなごりとて契りかわらず代々のことふき。

○

うれしさは春の光のへだてなく木の間の櫻ほころびにけり。

○月前行客

夜半もまた杉の木の間を漏る月に行入たゞるあふ坂の山。

附編(其三) 本文記事の補遺

一、小倉少介の兼山推薦建白書(卷頭寫)

少介自筆の建白書發見 || 兼山推薦建白書全文 || 疑議の點と註釋 || 少介の介の字と起請文の事

野中玄蕃直繼の歿するに方り小倉少介が肺肝を吐露して若年の兼山を奉行職に推舉せしことは本文第五編第三章に詳記せり。當時予は小倉少介が藩主忠義公に奉りたりと稱せらるゝ建白上奏文を得んと欲し、種々苦心の末一本を得たりと雖も、其書甚しき誤謬ある爲め、全文を掲ぐるの危険を慮ばかり肝心の點二三のみを採用し、他の不正確なりと思はるゝ點を悉く捨てたる所、偶然にも少倉家の末裔東京に在住せりと聞きたれば直に同家に至りて古文書の披見を乞ひたる所、當主小倉銳喜氏喜んで予を迎へ且つ右の家寶を貸與さる。同書は少介が兼山を執政に推舉したる時、正副二通を作り、正本を藩主に奉り、副本を小倉氏の祖廟に收めたる者にして、建白書の末文にもあるが如く神靈起請文を付加せり。卷頭收むる所は即ち之を寫眞せるものなり。今其正文を從來世に傳はりしものに比するに、字句の誤寫

誤讀甚だしきものあるを發見したるを以て、茲に其全文を掲ぐること、せり。即ち左の如し。

非御所詰申上候御理

一、私分別無御坐と奉存候事。

一、楚忽に御坐候と奉存候事。

一、立番存生の内は立番正路を本に被仕、御爲之儀二六時中工夫被仕候、私儀立番親屬同前に心安被存知候故外事も申談候故、九ヶ年御用相調候へ共仕そこと無御坐様に奉存候。

一、私儀御知行之望毛頭無御坐候、今之御知行被下過候様に奉存候事。

一、御前近き御用等被仰付諸人之預尊敬度と不奉存候、餘命幾程も御坐有間敷候、貧樂に罷在度念願御坐候。然る上者忠義様之外に他之奉公可仕と不奉存候。人の望は後榮を存、老後迄骨をおり申と相見え申候、私儀は何之望も無御坐候へ共、一たび御見立を以、御用被仰付候、不御目違やうにと奉存心に及御爲油斷不奉存候。生つき不調法に御坐候儀は是非も無御坐候事。

一、忠義様御爲被存知候仁は私不申通仁も上下共に疎遠に不奉存候。御爲に惡仁と存候人は内々にて相尋何も惡と申候衆は心安申談候事用捨御坐候。然共面むきは隨分隔なきやうにと奉存候事。

一、傳右儀立番に不相替御用被仰付候事何も御尤の由取さた仕候、其上傳右りはつに御坐候速に御用可相調目出度と奉存候併一兩年と傳右萬事仕習被申内むきは隨分隔なきやうにと奉存候事。

一、一兩年見及申體御前に空言之沙汰有之様に奉存候。空言にても御爲可然儀に御坐候は、可爲尤候。過半御爲惡敷可有御坐かと奉存候。立番も死期迄此事被申候立番は御爲第一、第二諸人善道にすみ、歷々は不申上及町人百姓以下迄御爲を奉存候様にと被存知候さへ曲節の族御坐候、傳右わたく御坐候と存知こなし、如何の儀可申上哉と奉存候、傳右御仕置衆儀なども惡さまに申上事も可有御坐候、殊に私儀は生つき惡御座候て人の氣に入、身を立度と極覺悟、御用不被仰付以前より今以て其通に御座候間いかやうの儀可申上も不奉存候、私あやまり御座候を申上候はんは尤に御座候、無實儀可爲迷惑候事。

右の通御座候間、御慈悲に御座候は、私御用被成御免候こと生前の大幸にて可
有御座候、縦御用御免被成候共玄蕃跡大切に奉存候間一两年は傳右後見も仕、御
手廻等の儀油斷存間敷候、分別思慮の儀は傳右たりとも罷成間敷候、私無智惠に
御坐候、玄蕃存命候は、私儀は達て御理申上御用差上可申に相極候へ共、玄蕃被
相果候、數年玄蕃目をかけられ煩出候故、病中被申聞候事共、死期の遺言骨すいに
とほり難存忘候間、私後難をかまひ申事無御座候、傳右玄蕃におとり不申御用相
調、他之聞も能御爲になり被申候様に仕度と奉存候、然共いかやうの儀申なし、以
來背御意儀必定候様に奉存候間、私御用被成御免被下候は、忝可奉存候、憚に御
座候へ共存寄通僞にて無御座候段、誓帝にて申上候、御前御取成奉願候。以上。

極月四日

小倉少介(花押)

岩崎又左衛門殿

生駒監物殿

〔註〕(二)非御所詰の四字中詰の字體不明にて或は詰、或は詮に非ずやとの説も
ありたれども暫く『御諮詢を受けたる儀にはあらねど』の意に解し置けり

(二)第二項の楚忽云々の行の下に細字にて少御理口の四字あるも、末字紙虫の
害を受けて讀むを得ざりしを遺憾とす。

(三)第八項中程に『傳右わたく御座候と存知こなし、如何様の儀可申上哉云々』と
あるはチト難澁の文なるも傳右衛門若年と輕蔑し、如何様の事を申すものある
やも知れざれば、斯る浮説に耳を傾けざる様にと伏線を張り置きたるもの歟。

(四)小倉少介の介の字の事 従來の書藉には總て介を助に作り、予も亦本文中
助を用ひたり。今小倉家にある各種の文書を探りたる所、少介自身に書したるも
のは、悉く助に非ずして介を用ひ居れり。恐くば後世介を助に誤りたるものなら
ん。本書も既に印刷終了後なりしを以て元の儘とせり。讀者之を諒せよ。

(五)神靈起請文之事 小倉少介は重大事件に處する場合には、齋戒沐浴して、祖廟
に謁し、必ず誓帯を献けたる由にて、右兼山推舉の建白書にも極月十二日付の起
請文を副へたり。其全文左の如し。

靈社起請文事

上者梵天帝釋、四大天王、下界地者、伊勢天照大神宮、惣而日本大小神祇奉冥道、殊伊

豆箱根兩所權現、三島大明神、氏神當國一宮大明神、右趣僞於申、神罰冥罰罷蒙者也、
仍起請如件。

極月十二日

小倉少介（花押）

一、沖ノ島争境に關する書狀（卷頭寫照）

沖ノ島の境界問題は正保年度に始まり屢次公儀の沙汰に上らんとせしも、土州藩が之を幕府に持出すは恐れ多しと爲し、隱忍の上にも隱忍を重ねたることは予が既に説述せる所なり。卷頭掲ぐる所の谷子爵家所藏の兼山翁書信は土佐家が幕府の代替りと將軍の幼少なる點より大に隱忍せしことを立證するものなれば、茲に其全文を掲げんに左の如し。

一筆致啓上候、其御地彌無御別事貴公様御無事に被成御座候哉承度奉存候、
一、其御地にて沖ノ島境目之儀得御意申候、芦之田論所より谷一ヶ土佐領へ越、宇和島御領分百生衆、かやをかり麥畠にこしらへ申處、今度又麥作被仕候に付き、彼地に付け置申者方より宇和島御領分庄屋衆へ相理申候へば、御仕置衆被仰付由に

て同心無御座候、然ば其御地にて如申上連々（？）分國の内、作り寄申に付、下々申奉可仕も御代替家光薨して家綱襲職之砌故、對御公儀別して迷惑仕候、以來の儀は被仰分に可被成候共、先此節上様（將軍家綱）御幼少の内は如此之儀無御座様に仕度候、此段を其元委細申上候間、當領百生共には如何様の儀被仰懸候共、申分不仕様にと堅申付候へば右之仕合にて御座候、而下々の儀に御座候へば若申分可仕かと氣遣に奉存候、御分別被成今五六六年之内は申分無御座様に御肝煎被成下候段偏に奉願候恐惶謹言

慶安五年十一月二日

土屋忠兵衛様

人々御中

三、篠山争境に關する密書（卷頭寫照）

篠權現の争境問題も沖ノ島問題と相前後して起りたるものにして、兼山が其爲め外交上非常に苦心せしことは、予が既に説述せる所なるが、本密書は兼山が配下の林三郎右衛門等に致せしものにて、證據物件の蒐集に深く意を用ひしことを證明

するに足るものあるを以て左に掲載せん。本書は細川男爵家に於て所藏せるものにして前記沖の島境界争の慰諭状と共に未だ世間に現はれざる一事實を世に紹介するものなり。予が之を拜借せしどきは既に本文の印刷を終りたる後なりしを以て已を得ず、茲に補遺するに至れり。

一、篠山觀音堂に先年より元親被籠置候金幣有之候其幣さゝ山出入に付爰元にて入用候間、此狀參着次第に隱密にて楠山仁兵衛方へ被^レ仰遣御取よせ候て箱に入片時もはやく爰元へ御越可^レ有之候。

一、右之幣を楠山よりさゝ寺へ取に參候時仁兵衛罷越候て、幣をよくつつみ候て、山中にてもし字和領のものに行逢候共、幣と不見様に取くたり候へと可^レ被^レ仰遣候。一、右之幣おもく可^レ有之候間早飛脚にては成間敷候。慥なるものに從りて早追にて御越可^レ有之不及申、海陸念を入候へと可^レ被^レ仰付候。持來候ものにも金幣と御きかせ有間敷候。尤箱の書付にも名まで替書付、大事の物と被^レ仰沙汰無之様に可^レ被^レ成候。

一、元親記入用候間、雪溪寺に有^レ之候、御取寄候て早々御越可^レ有之候。若雪溪寺に無^レ之

候へば外に多き物に候間御尋候て、御越可^レ有之候、且又先年元親四國を治被^レ申年

號入用候間、千矢三郎右衛門、楠多左衛門などに御尋候て、書付御越可^レ有之候。

一、其元へ申遣候急用共惣ておろく御座候、最前も弘瀬の瀬を打^(?)子(此ヶ所了解に苦む)被^レ仰越候へと申遣候様に公事のらち明候迄、不^レ被^レ仰越候(五字斗り了解に苦む)、各々何がおもく候て是程大事之急用共を延々に致され^(?)候や。扱々氣のぞく千萬に存候早々頼首

壬十二月十一日

林三郎右衛門様

渡邊小兵衛様

猶右の密書には本文の側に細字にて詳しき追而書を加へあり、即ち『尙々今度申遣候儀彌御急用に候間お國の御用は先さし延し候て爰元より申遣候御用は可^レ被^レ懸^(?)意^(?)候』云々の前置きを爲したる上吳々も飛脚を早く到着せしむべきこと并に正月元旦權現及觀音兩所扉披きの時に於ける注意等を加へたるものにて全文を通覽するに非常の密書として差出せしもの、如し、本書は多分篠山の訴訟事件起り

たる前後に於て江戸にありし兼山より證據物件として元親奉納の金幣を取寄する爲め發せしものならん歟。

偉人野中兼山（畢）

兼山翁二百五十年祭典趣旨

附り 祭典委員及賛成名家

特別贊助者及一般贊助者

野中兼山翁祭典舉行之趣旨

野中兼山良繼翁は徳川幕府の初世に方り蓋世の偉業と功勳とを遺したる大經世家にして正に古今獨歩の見識を備へたる偉人と評するも決して過賞に非ず。即ち翁が學術未開の三百年前に方り非凡絶倫の才幹を奮ひ或は港灣を開鑿し或は河川を修め或は山林を整へて治水に備へ或は運河津梁を修めて交通を便にし或は溝澗を疏通して灌漑の便を開き或は不耗の地を開墾して拓殖を奨め或は又有ゆる殖産興業を努め以て先づ物質的開發を計つて國本を涵養せしが如き、猶併せて教育を奨め風俗を正し奢侈を禁し遊惰を戒めて勤儉貯蓄の美風を養ひ以て人心の荒廢を防ぎ以て精神界の啓發に資したるが如き豈に不世出の英才偉人に非ずして曷んぞ爲し得べき所ならんや。加之

翁が南學の大成者とし又其鼓吹者として國學隆興の基を開き延いて勤王思想に大なる感應を與へたる功績の如きは特筆大書して世に表彰せんばある可らず。要之翁の如きは其政治經濟上に於て現代に資すべきものゝ大なると共に精神上に於ても亦今日の時弊救濟上缺くべからざる模範を垂れたるの偉人と謂つべし。

然るに斯る大人豪も其末路の餘りに悲慘なりしたため其絶大なる偉勳と功績との今日迄表彰さるゝなく僅に土佐の小天地を出でざりしは吾人の甚だ遺憾とする所なり。即ち今次有志相謀り翁の功勳と偉業とを天下に表彰して其英靈を慰むる爲め明治四十五年陽春四月の候を期して二百五十年祭典を舉行し猶其前に方り本會の事業として「偉人野中兼山」一名海南偉業史論を翼賛せられん事を

明治四十四年壹月

野中兼山翁祭典主唱者一同識

▲祭典委員及贊成名家

(順序不同)

子	子	子	總裁	伯爵	土方	久元
			副總裁	男爵	細川	潤次郎
爵	山内	豊尹		爵	板垣	
爵	福岡	孝弟	男	爵	坂谷	退
爵	澁澤	榮一	男	爵	阪井	重助
三						

を出版し以て翁の人物經歷より其政治經濟學術其他各般の事業上に遺したる絶大の事蹟と其主義政策とを普く世に知らしめんとす。苟も古への偉人に向つて崇敬の念を拂ひ又其政策と遺法とに依つて自ら資せんとするの士は希くは奮つて斯事業を翼賛せられん事を

三井會社管事 豊川 良平
貴族院議員 千頭清臣
専賣局長官 濱和田
高知縣知事 杉田四郎
高知縣內務部長 和田良
衆議院議員 町島像
三菱地所部長 桐原
東京精米社長 口栄世
備考 祭典委員及贊成員

三井銀行專務 早川千吉郎
日本興業銀行總裁 添田一夫
第百銀行專務 池田治三
普通學務局長 宮内省掌典
宮内省掌典 山内侯家令
衆議院議員 横山幸次郎
常務幹事 富田謙壽
西内青藍 池田壽一
横山真次郎

衆議院議員

常務幹事

立派

山内侯爵家には兼山翁祭典に多大の御好意を寄せられ特別の御取扱ひを以て本書壹百餘冊を御引受けられ翁の偉勳表彰の爲め多方面に寄贈せられたれば特に附記して感謝の意を表す

▲山内侯爵家の特別賛助

(順序東京イロハ順地方申込順)
東京 男 露 岩崎 久彌
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 三井物產専務 飯田義一
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 土佐農銀頭取 佃西村亮吉
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 陸軍中將男爵 永橋高橋
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 本銀行副總裁男爵 阿部重俊
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 明治生命社長 坂本是清
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 夕張炭礦社長 坂本則美
帝國生命專務 北里源太郎
日本勸銀副總裁 志村源太郎

特別贊助者

(順序東京イロハ順地方申込順)
東京 男 今村銀行頭取 岩崎小彌太
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 貴族院議員 今村繁三
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 海軍中將 小倉惟茂
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 仁尾惟茂
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 京都橋區長 澤村久萬吉
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 日本勸業銀行總裁 松永雄樹
前衆議院議員 帝國生命社長 岩澤幸達
維新史料編纂局 中將 本部山口定速
三菱營業部長 岩澤喜久
海軍中將 楢本萬吉
江島坂崎
坂島江口

東京府 帝國生命保險 城田 鶴彦
 明治生命保險 行弘 陸治
 海軍機關少將 武田 秀雄
 和田 瑞
 早稻田大學講師 吉田 良三
 東京倉庫會社 弘瀬伊佐馬
 上石川 保馬
 朝報社山本 秀樹
 二等主計西內 一郎
 東京府 步兵大佐 太田 米丸
 濱町小學校長 溝淵
 內國通運會社 宮島
 東京橋區役所 千屋
 教會牧師 渡邊
 步兵少佐 磯村
 步兵少佐 磯村
 東京鐵道會社 中野寅次郎
 福富 福富
 小藤 小藤
 大藏省主計局 別役 中脇
 貯金局原簿課 中脇
 海軍大尉 千頭 吉川
 土佐セメント會 社東京支店長
 士官學校附生島
 步兵少佐 磯村
 步兵少佐 磯村
 醫醫 師渡邊
 一般贊助者

同上 鈴木 太郎
 橫濱銀行 一之
 國光生命主事 岩間
 砲兵大佐 富永 直尋
 農商務事務官 別府丑太郎
 三井銀行副部長 矢野 芳弘
 陸軍主計監辻村 捕造
 東京倉庫會社 南和三郎
 同 文學士中内義一
 佐々木甲象
 太平生命保險 關屋祐之助
 医師 神山 清道
 夕張炭礦取締役 久末 弘行
 高等人事課 甲藤 如水
 日比谷警察署長 弘田久壽治
 四久保警察署長 濱田萬壽吉
 鐵道院營業課 中島 德和
 鐵道院營業課 中島 德和
 通信省貯金局 岡本
 通信省貯金局 岡本
 鐵道院業務課長 桑原 義清
 同 上藤田
 内國通運會社 中平盛太郎
 水電調查課 安東 重起
 大藏省參事官 小野 義一
 美術家乾 南陽

東京府 步兵大佐 太田 米丸
 濱町小學校長 溝淵
 內國通運會社 宮島
 東京橋區役所 千屋
 教會牧師 渡邊
 步兵少佐 磯村
 步兵少佐 磯村
 東京鐵道會社 中野寅次郎
 福富 福富
 小藤 小藤
 大藏省主計局 別役 中脇
 貯金局原簿課 中脇
 海軍大尉 千頭 吉川
 土佐セメント會 社東京支店長
 士官學校附生島
 步兵少佐 磯村
 步兵少佐 磯村
 醫醫 師渡邊
 一般贊助者

太平生命保險 關屋祐之助
 医師 神山 清道
 夕張炭礦取締役 久末 弘行
 高等人事課 甲藤 如水
 日比谷警察署長 弘田久壽治
 四久保警察署長 濱田萬壽吉
 鐵道院營業課 中島 德和
 鐵道院營業課 中島 德和
 通信省貯金局 岡本
 通信省貯金局 岡本
 鐵道院業務課長 桑原 義清
 同 上藤田
 内國通運會社 中平盛太郎
 水電調查課 安東 重起
 大藏省參事官 小野 義一
 美術家乾 南陽

滿洲製粉重役◎淡中孝八郎
 東京銀行集會所
 内務省神社局宮地 直一
 高千穂學校長川田 鐵彌
 判事大塚 正雄
 遅信省技師吉井 茂則
 步兵中佐中屋 則哲
 保険會社佐々木貞美
 井原 昂

横濱銀行川田 一之
 國光生命主事岩間
 砲兵大佐富永 直尋
 農商務事務官別府丑太郎
 三井銀行副部長矢野 芳弘
 陸軍主計監辻村 捕造
 東京倉庫會社南和三郎
 同文學士中内義一
 佐々木甲象
 大倉組藤尾 薫基
 美術家本山 白雲
 井原 昂

内務省神社局宮地 直一
 高千穂學校長川田 鐵彌
 判事大塚 正雄
 遅信省技師吉井 茂則
 步兵中佐中屋 則哲
 保険會社佐々木貞美
 井原 昂

内務省神社局宮地 直一
 高千穂學校長川田 鐵彌
 判事大塚 正雄
 遅信省技師吉井 茂則
 步兵中佐中屋 則哲
 保険會社佐々木貞美
 井原 昂

内務省神社局宮地 直一
 高千穂學校長川田 鐵彌
 判事大塚 正雄
 遅信省技師吉井 茂則
 步兵中佐中屋 則哲
 保険會社佐々木貞美
 井原 昂

内務省神社局宮地 直一
 高千穂學校長川田 鐵彌
 判事大塚 正雄
 遅信省技師吉井 茂則
 步兵中佐中屋 則哲
 保険會社佐々木貞美
 井原 昂

内務省神社局宮地 直一
 高千穂學校長川田 鐵彌
 判事大塚 正雄
 遅信省技師吉井 茂則
 步兵中佐中屋 則哲
 保険會社佐々木貞美
 井原 昂

内務省神社局宮地 直一
 高千穂學校長川田 鐵彌
 判事大塚 正雄
 遅信省技師吉井 茂則
 步兵中佐中屋 則哲
 保険會社佐々木貞美
 井原 昂

内務省神社局宮地 直一
 高千穂學校長川田 鐵彌
 判事大塚 正雄
 遅信省技師吉井 茂則
 步兵中佐中屋 則哲
 保険會社佐々木貞美
 井原 昂

内務省神社局宮地 直一
 高千穂學校長川田 鐵彌
 判事大塚 正雄
 遅信省技師吉井 茂則
 步兵中佐中屋 則哲
 保険會社佐々木貞美
 井原 昂

内務省神社局宮地 直一
 高千穂學校長川田 鐵彌
 判事大塚 正雄
 遅信省技師吉井 茂則
 步兵中佐中屋 則哲
 保険會社佐々木貞美
 井原 昂

内務省神社局宮地 直一
 高千穂學校長川田 鐵彌
 判事大塚 正雄
 遅信省技師吉井 茂則
 步兵中佐中屋 則哲
 保険會社佐々木貞美
 井原 昂

内務省神社局宮地 直一
 高千穂學校長川田 鐵彌
 判事大塚 正雄
 遅信省技師吉井 茂則
 步兵中佐中屋 則哲
 保険會社佐々木貞美
 井原 昂

神奈川縣 海軍 中佐 中川 繁丑 青森縣 西本 正美 奈良縣 立誠勞
 和歌山縣 和井宗兵衛 兵庫縣 立御影師範學校 桜木縣 立
 群馬縣 立太田中學校 同 步兵 大尉 秋山愛二郎 桜木縣 宇都宮
 神奈川縣 立第二中學校 同 步兵 大尉 明暉 要藏
 京都府 府知事官房 和田不二男 同 小林尋常小學校
 香川縣 步兵 大尉 中澤 上倉 豊州 南波庄兵衛
 同 简井尋常高等學校 長 豊州 朝鮮水原模範農場 東野 稔
 新潟縣 北光社 同 松山商業淡中 濟
 千葉縣 千葉鐵道大隊 村田 正美 朝鮮水原模範農場 東野 稔
 沖繩縣 縣立教師範稻垣隆太郎 愛媛縣 松山商業淡中 濟
 長野縣 松本市長 小里 賴永 岡山縣 同
 岡山縣 一等主計 石川熊次郎 北海道廳 立國館高等女學校
 同 藤枝病院長 入交祐 愛媛縣 松山商業淡中 濟
 千葉縣 工兵 中佐 河野 長敏 京都府 步兵 大佐 木村 捜馬
 鞍馬縣 步兵 中尉 楠瀬 正水 京都府 步兵 大佐 木村 捜馬
 熊本縣 醫學 士山崎 正董 山梨縣 一等主計 朝比奈義馬
 愛知縣 豊橋八町高等小學校 同 鐵道院參事 福富 正男
 同 花田尋常小學校 同
 愛知縣 鐵道院參事 福富 正男
 青森縣 步兵 大佐 加藤 丈 大阪府 大阪商船會社 木村 清
 京都府 工學士多田 耕象 大阪府 大阪商船會社 木村 清
 廣島縣 海軍少將 宮地 貞辰 三重縣
 同 同 八町尋常小學校 同
 同 狹間尋常小學校 同
 靜岡縣 陸軍中將 竹内 正策
 三重縣 宇治山田市役所
 青森縣 步兵 大佐 加藤 丈 京都府 島村 左平
 京都府 工學士多田 耕象 香川縣 砲兵少佐 弘瀬 嘉吉
 廣島縣 海軍少將 宮地 貞辰 和歌山縣 陸軍少將 藤本 太郎
 同 同 八町尋常小學校 同 同 松葉尋常小學校
 同 同 狹間尋常小學校 同 同 岩田尋常小學校
 靜岡縣 陸軍中將 竹内 正策
 三重縣 宇治山田市役所
 大阪府 土佐銀行支店長 櫻木 康枝
 神奈川縣 左右田銀行頭取 左右田金作
 京都府 騎兵少佐 千頭 德治
 和歌山縣 陸軍少將 藤本 太郎
 京都府 騎兵少佐 千頭 德治
 靜岡縣 陸軍中將 竹内 正策
 三重縣 宇治山田市役所
 大阪府 土佐銀行支店長 櫻木 康枝
 神奈川縣 左右田銀行頭取 左右田金作
 京都府 騎兵少佐 千頭 德治
 和歌山縣 陸軍少將 藤本 太郎
 京都府 騒兵少佐 弘瀬 嘉吉
 香川縣 砲兵少佐 弘瀬 嘉吉
 和歌山縣 陸軍少將 藤本 太郎
 京都府 騒兵少佐 弘瀬 嘉吉
 靜岡縣 陸軍中將 竹内 正策
 三重縣 宇治山田市役所
 大阪府 土佐銀行支店長 櫻木 康枝
 神奈川縣 左右田銀行頭取 左右田金作
 京都府 騒兵少佐 千頭 德治
 和歌山縣 陸軍少將 藤本 太郎
 京都府 騒兵少佐 千頭 德治
 靜岡縣 陸軍中將 竹内 正策
 三重縣 宇治山田市役所

大阪府 砲兵 大尉 久熊 重
 静岡縣 工學士 甲藤爲之助
 岡山縣 騎兵 大尉 淡中 淡
 山形縣 學校教授 橫飛 私城
 同 第五高學 校教授 橫飛 私城
 廣島縣 地方裁判所檢事 岡上 晴重
 愛媛縣 別子銅山 松山 重喜
 長野縣 第十九銀行 二宮三治二郎
 栃木縣 古河鑄業會社 井上 公二
 大阪府 西成郡教育會
 神奈川縣 中濱慶一郎
 高知縣 土佐郡役所研究會 同
 同 縣知事官房 公文 正史 同
 同 醫師 山崎 久典 同
 同 同 寄宿舍 同
 同 同 吾川郡役所 同
 同 同 橋田新太郎 同
 一般贊助者

農林學校教諭 山崎萬壽治 同 同
 佐川郵便局長 川田豐太郎 同 高知市土佐銀行
 売兵 大佐 松岡 利治 同
 墓多下田村長 片山 敬三 同 高知市立第三中學校
 二等主計 小安 文一 同 高知市立第三中學校
 水力電氣事務所 井阪 勝三 同 高知市立第三中學校
 技師 伊藤 修 同 高知市立第三中學校

一、第一期締切後到着せし分多數あるもソハ再版に掲載すること、せり、猶書肆を
経て注文せし方は芳名不明に付き省畧せり

一以上御芳名中片書十分正確を期するを得ざる者無とせず誤謬の點あらば御申
出を乞ふ、再版を以て訂正すべし

明治四十四年五月二十五日印刷

明治四十四年六月一日發行



著作兼發行者 西 内 青 藍

東京市芝區伊皿子町六十三番地

印 刷 者 深 山 一 郎

東京市神田區雑子町三十四番地

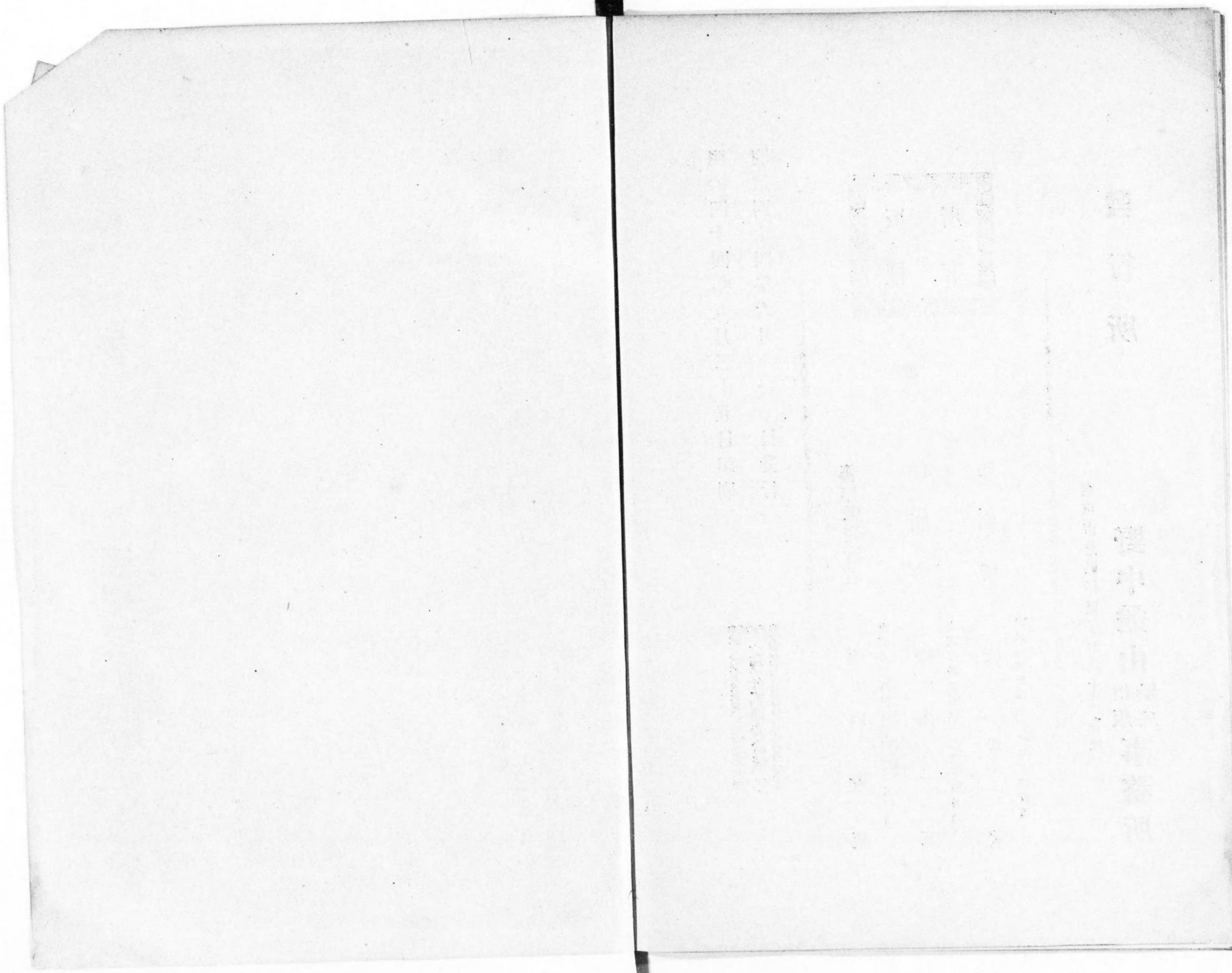
版 權
所 有

印 刷 所 成 章 堂

堂

東京市芝區伊皿子町六十三番地

發 行 所
野 中 兼 山 出 版 祭 典 事 務 所



終

